官報 号外

昭和二十四年十月二十五日

○第六回国会 衆議院会議録第一号

昭和二十四年十月二十五日（火曜日）

議事日程　第一号

午前十時開議

第一　議席の指定

第二　会期の件

●本日の会議に付した事件

日程第一　議席の指定

国会法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

故議員若松虎雄君に対する荒木君の弔辞

故議員齋藤隆夫君に対する弔詞贈呈の件

国際小麦協定参加に関する緊急質問（竹山祐太郎君提出）

日程第二　会期の件

午後一時四十九分開議

○議長（幣原喜重郎君）　諸君、第六回国会は本日をもつて召集せられました。

これより会議を開きます。

第一　議席の指定

○議長（幣原喜重郎君）　衆議院規則第十四條によりまして、諸君の議席は、議長において、ただいま御着席の通りに指定いたします。（拍手）

国会法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

○山本猛夫君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、議院運営委員長提出、国会法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長（幣原喜重郎君）　山本君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

国会法の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。議院運営委員長大村清一君

国会法の一部を改正する法律案

国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九條中「各省次官」を「政務次官」に改める。

第四十二條第一項の各号を次のように改める。

一　内閣委員会
二　人事委員会
三　地方行政委員会
四　法務委員会
五　外務委員会
六　大蔵委員会
七　文部委員会
八　厚生委員会
九　農林委員会
十　水産委員会
十一　通商産業委員会
十二　運輸委員会
十三　郵政委員会
十四　電気通信委員会
十五　労働委員会
十六　建設委員会
十七　経済安定委員会
十八　予算委員会
十九　決算委員会
二十　議院運営委員会
二十一　懲罰委員会
二十二　図書館運営委員会

第四十三條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

専門員は、相当額の報酬を受ける。

第七十八條第一項に次の但書を加える。

但し、議院運営委員会の決定があつた場合は、この限りでない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

〔大村清一君登壇〕

○大村清一君　ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

第五回国会において国家行政組織法の一部を改正する法律及び各省設置法が成立いたしましたために国会法を改正しなければならないこととなつたので、議院運営委員会においては、閉会中四回にわたり愼重審議をいたしました結果、ここにこの成案を得たのであります。

今その内容について申し上げますれば、第一に、国家行政組織法において新たに特別職たる政務次官を設置せられることになりましたので国会法第三十九條を整理する必要があるのであります。第二点は、各省設置法の施行に伴い、議院の常任委員会もこれに対応せしむる必要がありますので、その名称を改め、数を二十一から二十二に増加いたしたのであります。第三点は、国会職員は従来特別職でありましたが、これが一般職に改められた結果、専門員に関する規定を整理する必要があつて、第四十三條を改正することにいたしたのであります。第四点は、第七十八條に関するものでありまして、従来自由討議は三週間に一回開くことになつていたのでありますが、議院運営委員会において、やむを得ない事由があると認めた場合には、これに従うことを要しないこととしたのであります。

以上大要を御説明いたしました。何とぞ諸君の御賛成を望んでやみません。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　これには質疑の通告があります。――官房長官はただいま参議院の運営委員会に出席いたしておるそうでありまして、すぐこちらへ参るはずになつております。ちよつとお待ちを願います。

〔「休憩しろ」と呼び、その他発言する者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　それでは通告によつて質疑を許します。土井直作君。

〔発言する者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　官房長官はすぐお見えになりますから、お見えになつてから登壇を願います。

〔土井直作君登壇〕

○土井直作君　ただいま上程されました国会法の一部を改正する法律案に対しまして、きわめて簡単ではありますが、増田官房長官に対しまして御質問を申し上げたいと思うのであります。

去る第五国会に、議院運営委員長大村清一氏の提出になります国会法の一部を改正する法律案が上程されたのであります。これは五月の二十二日に、本衆議院におきましては、野党のきわめて合理的にして正々堂々たる反対があつたにもかかわらず、與党たる民自

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

党は多数の威力をかりまして、わずかに審議期間五月二十三日一日で、これを通過せしめたのであります。ところが参議院におきましては、この法律案は政府並びに與党の涙ぐましきまでの努力があつたにもかかわらず、遂に審議は未了に終つたのであります。

この法律案の骨子は、国会法第三十九條中の「各省次官」とあるを「政務次官」に改めることと、各省設置法の通過と関連いたしましての委員会の名称変更あるいは増置でありました。しかるに、この案が審議未了に終り、法的根拠を失つたのにもかかわらず、政府はその後各省に政務次官を置いておるのであります。これはまつたく法を無視した行為であると思うのでありまするが、この点に対しまして増田官房長官の見解をただしたいと思うのであります。

すなわち、国会法第三十九條には「議員は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房長官、各省次官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、国会の議決に基き、その任期中内閣行政各部における各種の委員顧問、参與その他これに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。」と規定されておるのであります。ところが、政府が各省次官を任命いたしましたところの理由、その根拠と考えられますところのものは、国家行政組織法の一部を改正する法律案の第十七條、この十七條の中に、それぞれ政務次官その他の問題が規定されておるのであります。これは衆参両院とも通過いたしたのでありますから、この面におきまして各省の政務次官を任命したと考えられるのでありまするが、国家行政組織法の第十七條の中には、議員が兼任をなし得るところの規定は全然書いてないのであります。従つて、国家行政組織法のこの案を基礎といたしまして国会法の改正が当然行われなければならない。この改正を行わなければならない立場を考慮いたしました結果、大村議院運営委員長の名前におきまして——提案者といたしまして、国会法の一部改正が五月二十二日に提案になつた。これが審議未了に終つた以上は、各省に政務次官を置くべきところの法的根拠はまつたく失われたのである。（拍手）しかるに、この法律を無視しまして現内閣が自由かつてに政務次官を置くということは、明らかに立法府を無視したところの越権行為であると申し上げざるを得ないのであります。（拍手）

さらにお聞きしたいと思いますることは、政府の行政組織の一部と考えられまするところの各省に、それ〴〵の委員会が設けられております。私の手元に参つておりまする資料によりますならば、約十の審議会が設けられておるのであります。さらにこのほかに、官制によつて来価の審議委員会というものもあるのでありますが、その資料は参つておりません。臨時煙草制度協議会、あるいは北海道総合開発審議会、行政制度審議会、青少年問題対策協議会、文教審議会、電信電話復興審議会、失業対策審議会、総合国土開発審議会、人口問題審議会、政府支拂促進監査会、税制審議会、こういうような各種の審議会が設けられているのでありますが、この審議会の中に衆参両院議員の名前が連ねられているのであります。

これに対しましては、さきに私は、議院運営委員会の席上、この問題に対しまして増田官房長官に出席を求め、これがいかなる形において任命されておるかということをただしましたところ、これは国会法の第三十九條とは何ら関係がないことであつて、これらの委員の諸君は単なるオブザーバーである、こういう言明があつたのであります。ところが、この審議会に入つておりまする委員の人々は、オブザーバーという立場より以上、たとえばある人のごときは、委員長という名称を用いて公聽会を開き、あるいは会議のイニシアチーブをとつておるという事態があるのであります。

私は非常に不敏でありまして、オブザーバーという言葉の範疇が明確でないのでありまするが、私たちの考えの上から見まするならば、オブザーバーというのは単なる参画者でありまして、これが会の主導的立場、あるいはまた委員長のような立場をとるべきものではないのではないか。最も円満なる政治的常識と識見とを備えている理由のもとに政府の大番頭としてその仕事を担当しておる増田官房長官の見解は、いかにも政府のむりを糊塗せんとするための言辞であるというより思えないのであります。この点につきまして、政府は明らかに違法行為にあらずと断定するのかどうか。言いかえまするならば、国会法第三十九條の国会の承認を得ずしてこれらの委員を任命し、しかも速成的に考えられるのでありまするが、このオブザーバーというのは、私が資料を求めてから後、やむを得ざる形においてオブザーバーという名称を使つたように考えられるのであります。この委員を任命いたしましたときには明らかに辞令が出ておるのである。その辞令はオブザーバーという辞令ではないはずであると思うが、はたしてその裏僞はいかようになつておるのでありますか、その点をお伺いしたいのであります。

次に大村議院運営委員長に御質問申し上げたいのでありまするが、すでに今日政府は法律的根拠ありといたしまして政務次官を任命し、そうして行政執行の上において何ら支障がなくなつておるにかかわらず、今あらためて国会法の一部を改正する——もとよりこれだけではありません。先ほど説明された中には他に改正すべき点もないではありませんけれども、これらの事柄を特にこの際改正しなければならなかつたというその理由、根拠をこの機会に明確にしていただきたいということを御質問申し上げる次第であります。

以上をもつて私の質問を終ります。（拍手）

〔国務大臣増田甲子七君登壇〕

○国務大臣（増田甲子七君）　土井さんにお答え申し上げます。国会法第三十九條にいわゆる各省次官というものは——国権の最高機関を構成する国会議員が兼ね得る職務としては、大臣、官房長官、政務官、すなわち大臣も官房長官もいずれも政務官でございまするが、政務官になれるのであつて、その他の者には当然なれないのである、こういう趣旨にわれ〳〵は読んでいる次第であります。すなわち、各省次官とは政務次官であることは今も前もかわりはない、こう信じてわれ〳〵は政務次官を任命いたした次第でございます。

それから第二の各種の審議会でございます。これは本来、国会法第三十九條後段に、行政各部の委員、顧問その他と書いてございます通り、行政組織の内容に入つているものというふうにわれ〳〵は解釈しておつたのであります。それが執行機関でございましても、あるいは諮問機関でございましても、決律の中に、たとえば教科書を決定する場合は教科書検定委員会の審議を経てというような法律があつて、初めて行政組織の内容を構成しておるということは、おわかりの通りでございまして、そういう委員会の諮問を経ないと教科書の決定もできないといつたふうな委員会の委員になる場合には、国会の同意を要するという條件をかけているものとわれ〳〵は解釈しております。すなわち、公務員の一である国会議員は国権の最高機関を構成する構成員であるからして、自由に潤達に職務を執行していただかなくてはなりません。それがためには、身分を拘束されるおそれのある公務員になるというようなことは注意せねばならぬ。但し国会の同意があつた場合は別である。こういうふうにわれ〳〵は解釈いたしておりましたが、議員各位の御要望等もございまして、閣議決定等に基く——実はあれは相談会でございます。相談会ではございまするが、われ〳〵は同意を一時認めた次第でございます。それが審議未了になつてはおりまするが、審議未了になつておりますために、われ〳〵は国会議員で委員を委嘱され

た方が一人もないということは、オブザーバーで出ていらつしやる各衆参両院議員に聞いていただけば、はつきりすることでございまして、決して何ら辞令は用いておりません。また、三十九條後段におけるいわゆる行政組織の内容を構成している委員会とは決して考えていない次第でございます。

以上をもつてお答えといたします。

（拍手）

〔大村清一君登壇〕

○大村清一君　土井君の御質問にお答え申し上げます。国会法第三十九條にあります各省次官は、改正前の国家行政組織法のいわゆる副大臣たる各省次官をさしたものでありまして、当然特別職たる政務官を意味したものと存ずるのであります。その後国家行政組織法の改正に伴いまして政務次官及び事務次官が設置せらるることに相なり、第五回国会において、これに応ずるため国会法の改正を発議した次第であります。この発議は、参議院において審議未了となり、整理漏れとなつておるのでありますが、そのために三十九條の各省次官を一般職たる事務次官と解することはむりであります。また過去の経過から見ましても、これは政務官たる政務次官を意味するものでありまして、この点は單に整理漏れになつておると解するのを適当と存ずるのであります。従いまして、今般の改正も、ただいまの提案理由の説明において申し述べましたように、この際單に字句の整理をしようとするものであることを申し上げておく次第であります。

（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　これにて質疑は終了いたしました。

討論の通告があります。その発言を許します。神山茂夫君。

〔神山茂夫君登壇〕

○神山茂夫君　共産党を代表しまして簡單に反対意見を述べます。

今回の改正案が不当であることは、すでに土井議員の質疑によつて明らかになつていると思います。増田官房長官及び大村運営委員長の答弁は、まつたく答弁としてなつていない。しかし、土井君の質問そのものの中に法律的な問題は盡されておると思いますから、私はあえて全体を述べることはしませんが、ごくかいつまんで要点――これだけを申し上げます。

国会法の附則第三項「第三十九條の改正規程中「各省次官」とあるのは、国家行政組織法が施行されるまでは、「政務次官」と読み替えるものとする。」、この点については問題はないのでありますが、問題なのは、本年六月一日以降国家行政組織法が実施されている。従つて、同法の附則第四項、すなわち「他の法令中「次官」とあるのは「事務次官」と、「政務次官」とある場合を除く外何々「次官」とあるのは何々「事務次官」と読み替えるものとする。」とある、この事実によつて明らかなのであります。従つて、ここで今増田官房長官及び大村委員長が言つたことは、当然この政務次官としか読めないと言つているが、それは逆なのであります。この点を押し隠そうとしている。

ここで特に問題なのは、増田官房長官は、議院運営委員会その他におきまして、この点が突かれますと、苦しくなつて、これは法の精神をわれ〳〵が守つておるのだ、こういうふうな形で逃げている。だが、法そのものが成立していないときに、彼はこう言つて逃げている。もう一歩つつ込まれますと、いや目下法の精神を探究中でありますと言つて逃げておるのであります。土井君から、いみじくも突かれたオブザーバー論議のごときも、まさにそうなのであります。この内容をこまかに皆さんにごひろういたしますと、満場の諸君が、増田君がどれほどものを知らないかということをお知りになつて、非常に愉快なのでありますが、時間がないのでこれは省略します。オブザーバーというので皆逃げている。

問題なのは、現在の吉田内閣が、法の精神に反しているどころではない、法の條項に反してこういう政務次官というものをつくり上げている。この事実の中にこそ問題があるのであります。しかも、当然この点について、文字通り四百六十六名そろつて弾劾すべき増田官房長官及び吉田内閣の政府の失態のそのしりぬぐいをするために、議院運営委員長そのものが先頭になつてこの法案を出している。ここにこそ、われ〳〵が反対せざるを得ない大きな理由があるのであります。

さらにこの問題に関連してもう一つはつきりしておかなければならないのは、自由討議に対する制限を加えている点であります。自由討議がアメリカその他の議会においてすでに陳腐になつたとか、あるいは大して役割をやらないということは、一応もつともであるかもしれない。また本国会においても、この自由討議の運営が十分でなかつたということも、一応論拠になるかもしれない。しかしそれにもかかわらず、日本の今までの帝国議会の伝統、気風、そういうようなものが残つておる今日においては、自由討議を十分活用することによつて議員諸君の発言は国民大衆の意向を代表する機会が多くなるのであります。ところが、これを削るためにこそ、非常に穏健な形でありますが、運営委員会においてこれを制限することができるというふうな形に逃げている。この点についても、わが党としては反対せざるを得ないのであります。

問題なのは、この国会法の改正の過程、それから今言いましたような内容、そうしてこの持つている大きな客観的な役割なのであります。先ほど土井議員も指摘されましたように、前国会の最終にあたりまして、政務次官及び参政官の設置が問題になつて、民自党その他の諸君がずいぶん御努力なさつたにかかわらず通らなかつた。これに対してわれ〳〵が反対した第一の理由は何であつたか。それは、この官僚制度の中に国権の最高代表者であるところのお互いが入ることが何かえらくなるように考える傾向がある。従つて、参政官というふうな、外国の言葉で言いますと金魚のうんこだそうでありますが、こういうふうなものをつくつて、こういう官職につくことによつてお互いが得々としておる傾向があつては断じてならない。従つて、参政官設置法の場合にもわれ〳〵は反対したのでありますが、こういうふうな狐官的な精神が改正法案のもとにあるということをわれ〳〵ははつきり見なければならぬ。

さらに土井君によつて指摘されましたように、各種審議会に、国権の最高代表者ともあるべき議員が、オブザーバーというふうな名前になつて、のめのめと出て、りつぱな名刺をつくつて喜んでおるというふうなのが現実であります。しかも民自党は、こういうふうな方法によつて一部のこの狐官的な分子を吸収しておると言われてもしかたがないような傾向を持つておる。（拍手）この事実こそ、われ〳〵が国民大衆の前にはつきりさせなければならぬ。前国会で言いましたように、国民大衆の生活は危機に瀕しておるばかりでなくて、十万、さらに二十七万の官公吏の首を切つておる。また一般に低い賃金で押えつけておる。しかもこの狐官的な傾向だけはます〳〵発展しておるという事実が第一に問題であります。

第二に、そしてこれが最も重大な反対の理由でありますが、口に憲法を説き、口に合法を説く政府みずからが、法に反してこういうことをやつておる。いわゆる日常茶飯事となつているではないか。そのしりぬぐいをわが国会がしなければならないのか。われわれは断じてこの点に反対せざるを得ない。（拍手）まさに国会こそが、文字通り挙党一致、政府のこの違法行為に対して闘うべきだ。そのときに、民自党の諸君を初め、これに対して賛成の拍手をしておるのが現状であります。従つて、われ〳〵としては、この法案の個々の文字あるいは條項が問題ではなくして、こういうふうなものを、こういうふうな形で持つて来て、しかもこれを絶対多数によつて押し通そうとするこの行き方を含めて本改正案に

は全面的に反対せざるを得ない。簡単に討論を打切ります。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて本案は可決いたしました。

○議長（幣原喜重郎君）　御報告いたすことがあります。議員若松虎雄君は去る九月二十四日、また議員齋藤隆夫君は十月七日、いずれも逝去せられました。まことに哀悼、痛惜の至りにたえません。両君に対し弔意を表するため荒木萬壽夫君及び松岡駒吉君より発言を求められております。順次これを許します。荒木萬壽夫君。

〔荒木萬壽夫君登壇〕

○荒木萬壽夫君　ただいま議長から御報告に相なりました通り、本院議員若松虎雄君は、去る九月二十四日、郷里長崎市において急逝されました。まことに痛恨のきわみであります。私は、ここに諸君のお許しを得まして、議員一同を代表いたし、つつしんで哀悼の辞を述べたいと思います。

若松君は、長崎県島原市の御出身でありまして、東京帝国大学を御卒業の後、久原鉱業及び久原商事のロンドン支店に在勤されること多年、退社とともに商務官として引続き同地に駐在して、昭和九年外務本省に帰任されるまで前後二十年に近い歳月を英国において過されたのであります。その後さらに総領事としてシドニー及びカルカッタに在勤されまして、もつぱら対外友好親善と通商振興のためにその生涯の大半をささげられたのであります。

昭和二十二年四月の総選挙には、衆望を負うて長崎県第一区から立つて本院に議席を占められ、次いで本年一月の総選挙にも再度当選の栄誉をになわれたのであります。若松君は、その多年にわたる豊富な経験を生かされまして、本院においては外務委員として、また海外同胞引揚の委員として、通商再開に伴い敗戦の祖国が一日も早く国際社会に復帰することを畢生の使命として活躍されたのでありますが、貿易立国の要望いよ〳〵切実さを加えつつある今日、若松君のごとき斯界の経験ゆたかにしてすぐれた識見の持主であり、しかも温厚篤実なる人格者を卒然として失いましたことは、本院のためにも、また国家のためにも惜しみても余りある痛恨事と申さなければなりません。（拍手）

さらに私どもの忘れられないことは、過ぐる第五国会におきまして、広島市とともに原子爆弾の惨害を受けた長崎市を国際文化都市として永久に記念し、世界の平和と文化に貢献せんとする日本国民の決意を世界に向つて表明すべく、長崎国際文化都市建設法案の輝かしき通過をはかるために若松君が実に一切をささげて尽瘁されたことであります。この事実は、熱心なカトリック信者であつた同君が、平和を求め文化を愛しつつ一貫した生涯を終られたところの記念碑と申しても過言ではないのでありまして、同君の努力は国際文化都市長崎の名とともに永久にたたえられるであろうことを信じて疑わないのであります。（拍手）

今次国会の召集にあたりまして、若松君の姿すでになく、まことに痛惜の至りであります。ここにつつしんで哀悼のまことを披瀝し、君の御冥福を祈る次第であります。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　若松君に対する弔詞は、議長において先例によりすでに贈呈いたしました。松岡駒吉君。

〔松岡駒吉君登壇〕

○松岡駒吉君　ただいま議長から御報告に相なりました故齋藤隆夫君の逝去に対しまして、院議をもつて弔詞を贈り、その弔詞はこれを議長に一任するの動議を提出いたします。（拍手）

この際私は、諸君の御同意を得まして、議員一同を代表し、つつしんで敬弔のまことをささげたいと存じます。

君は明治四十五年五月の第十一回総選挙以来当選せられること実に十三回、在職三十有余年の長きに及び、すでに昭和十八年十二月、本院において、永年の在職者として特に院議をもつてその功労を表彰せられましたことは、諸君の周知せられるところであります。この間、君の独自の風格はわが政治史上大いなる足跡を残され、その高風をしのんで、いまさらに哀悼の情禁じ得ないものがあります。（拍手）

御承知の通り、君は兵庫県の御出身でありまして、早稲田大学を卒業の後、さらにエール大学に留学され、帰朝後政治に志し、郷党の信望を負うて多年本院に議席を占め、憲政のために尽瘁せられました。君は、さきに内務政務次官、法制局長官に歴任され、近くは第一次吉田内閣及び片山内閣の国務大臣として国政の枢機に参画し、祖国再建に多大の功績を残されたのであります。

君は資性謹厳にして信義に厚く、清節を持して、いやしくも時流に迎合するところなき剛直の士でありまして、常に革新的気魄をもつてわが憲政の擁護とその確立のために身をもつて闘われ、その歴史的業績はまことに君の真面目を発揮されたものと申さなければなりません。（拍手）わけても、昭和十五年三月、君がその直言のゆえに、軍閥とその追従者のために、院議をもつて遂に除名処分に付せられたことは、われらの忘れることのできぬ痛恨事であります。（拍手）ここに当時を回顧して、君の恐れを知らざる勇気とその高風をしのび、うたた敬慕と懐旧の念禁じ得ないものがあります。（拍手）

君は多忙の生涯を通じて練磨研鑽を怠らず、政界に特色ある地歩を占められたのも、実に不断の精進と修養に負うところが少くないのであります。政界三十有余年、清廉孤高の先人の歩んだ道に、われ〳〵は幾多の示唆と深い感銘を覚えるとともに、あたかも民主日本の黎明を迎えるとき、君のごときすぐれた先覚を失うことは、国家のためまことに痛惜の念にたえないものがあります。（拍手）前期国会におきましては内閣委員長として壮者をしのぐ精励を続けておられました。今その君を眼前にほうふつし、われ〳〵はさらに決意を新たにして民主政治の確立に邁進し、もつて君の霊にこたえんことを誓うものであります。（拍手）

ここにつつしんで君の在天の霊の平安ならんことを祈念し、もつて哀悼の辞といたす次第であります。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　ただいまの松岡君提出の弔詞贈呈の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて動議は可決されました。

ここに議長の手元において起草した弔詞を朗読いたします。

衆議院ハ多年憲政ノ爲ニ盡瘁シ特ニ院議ヲ以テ其ノ功勞ヲ顯彰セラレ再度國務大臣ノ重任ニ膺ラレタル議員從三位勳一等齋藤隆夫君ノ薨去ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

この弔詞の贈呈方は議長においてとりはからいます。

この際暫時休憩いたします。

午後二時四十四分休憩

午後四時五十三分開議

○議長（幣原喜重郎君）　休憩前に引続き会議を開きます。

国際小麦協定参加に関する緊急質問
（竹山祐太郎君提出）

○山本猛夫君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、竹山祐太郎君提出、国際小麦協定参加に関する緊急質問をこの際許可せられんことを望みます。

○議長（幣原喜重郎君）　山本君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

国際小麦協定参加に関する緊急質問を許可いたします。竹山祐太郎君。

〔竹山祐太郎君登壇〕

○竹山祐太郎君　私は、新政治協議会を代表して、ただいま議長から許可の

ありました国際小麦協定参加についての政府の所見をただしたいと思うのであります。

本日の新聞の報ずるところによれば、十一月一日に開かれるロンドンの会議に日本の代表が本日出発をするとのことであります。この国際小麦協定の問題は、われ〳〵食糧問題に悩む日本国民全体の重大なる関心事であります。これを、政府はきわめて手軽に協定参加のことに決定をいたしたようでありますが、われ〳〵は、国会として今日初めてこの問題について論議する機会を得たのであります。

元来、今日までアメリカの援助によつてわれ〳〵が餓死を免れて来たことに対して、お互い心から感謝をいたすことはもちろんであります、また今回のこの協定参加に対しての絶大なる援助に対しても、われ〳〵は心から感謝をするものであります。この協定参加によつて、日本の今後の食糧政策が一体いかなる状態になるであろうかということは、生産者はもとよりのこと、消費者とともに、国民は重大なる関心と心配をいたしておるものであります。従つて、この際出発にあたつて、政府が考えております今日までの経過と所見を伺いたいのであります。（拍手）

日本が今置かれておる食糧事情からいたして、不足した食糧の輸入の懇請をいたさなければならぬことは論をまちませんが、これを一体南方より求めるのか、またアメリカを初めその他から求めるのか、米と小麦との関係は日本の貿易政策ともきわめて重大なる関係を持つものと考えますが、この小麦協定に伴つて南方の米との関係、従つて昨今論議されておるポンド地域との通商協定との関係については、政府はいかなる考えと、いかなる計画を持たれておるのであるか、この点を十分に承つておきたいのであります。

最後に、われ〳〵が心配をいたしており、また農民諸君が心配をいたしている点は、この食糧輸入と今後の国内食糧生産との関係であります。一体今の政府は、国内生産に対して、はたして確固たる政策を持たれているのであるかどうか、昨今現象的に現われておりまする米穀制度といい、いもの統制緩和といい、いずれも国内農民を惑わすだけであつて、はたしてこれによつて国内食糧生産の確保が期待し得るのであるかどうかということであります。（拍手）この点を十分伺つておかなければ、国民は安心をいたしません。先のことは先だというわけに行かない。

一体、この協定に参加すれば、四、五年の間はこれに縛られるのでありますから、今年の単なる豊作とか、そういう一年だけの問題ではないのであります。従つて、われ〳〵が今この問題を論議することは四年ないし五年の将来に対する政治的責任を持つことでありますから伺つておきたいのであります。（拍手）われ〳〵が心配をいたしておりまることは、今農村のためにと與党の諸君が心配をしておられるいろいろなことが逆の結果になつて、農村は食糧生産に対して非常な危惧の念を持ちつつあるという現状をいかにお考えになつておられるか、この点については農林大臣の明確なる国内食糧生産に対する確信を伺つておきたいと思うのであります。ただいま農林大臣にも私は御答弁をお願いいたしておきましたが、お見えになりませんから、後刻別の機会に御答弁を願うことといたして、以上簡単でありますが、私は今日出発にあたつての政府の所見を伺いたいと思つた次第であります。（拍手）

〔政府委員川村松助君登壇〕

○政府委員（川村松助君）　ただいま御質問にあずかりました国際小麦協定参加に関する経過を御報告申し上げたいと思います。

国際小麦協定は本年の四月に成立いたしまして、カナダ、米国、濠洲等の五輸出国と、英国、イタリア、インド等三十七の輸入国によりまして調印されたものであります。これは本年の八月以降昭和二十八年七月までの四箇年間に、公平に安定した価格で一定量の小麦を売買することを規定いたしまして、これによつて世界小麦市場における取引量及び数量の安定をはかろうとするものであります。

日本の加入とその利益につきましては、本協定に加入するためには、本年十一月ロンドンに開かれまする国際小麦理事会において、輸出国、輸入国がそれ〳〵三分の二によつて承認されることが必要な條件であります。まだこれが認められるかどうかは予断を許さないのであります。しかし、日本が加入を認められました場合には多額の外資の節約が可能となるのであります。すなわち、現在わが国は小麦を一トン九十六ドルで輸入いたしておりますが、協定に加入いたしますれば、たとい協定に規定された最高価格で買いとつたとしましても八十一、二ドルになり、一トン当り十五ドルぐらいの節約となるのであります。もし百二十万トンで実行ができますれば約千七百万ドルの節約となるのであります。

右のような事情を考慮いたしまして、政府は協定に加入いたしたいと考えまして、九月二十七日付で総司令部にその旨を連絡いたしましたところ、十月八日付で賛意を表されまして、国際小麦理事会の事務総長にその旨を伝えた旨の回答に接したのであります。つきましては、来る十一月一日からロンドンで開かれます会議におきまして日本の加入が認められると、政府としましては国会の御承認を得たいと考えているのであります。その上において、加入書を協定に従いまして米国の国務省に付託いたしまして、これをもつて日本の加入が効力を生ずるわけであります。

本日政府は外務省の寺岡大使館参事官をロンドンに派遣することに決定いたしておりますが、これは前述の会議におきまして日本の加入についていろいろの問題が論議されます場合適当な説明の資料を提供させたいために派遣するのであります。輸入食糧所要量につきましては、小麦を今考えている程度に買いつけることは通商政策上も決して支障がないと考えている次第であります。

以上をもちまして経過の御説明といたします。

第二　会期の件

○議長（幣原喜重郎君）　日程第二、会期の件につきお諮りいたします。今回の臨時会の会期は、召集日より十一月二十三日まで三十日間といたしたいと思います。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて会期は三十日間とするに決しました。（拍手）

明二十六日は午後一時より本会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。

午後五時六分散会

出席国務大臣

通商産業大臣	稲垣平太郎君		
郵政大臣		電気通信大臣	小澤佐重喜君
国務大臣	増田甲子七君		

出席政府委員

内閣官房副長官	郡祐一君		
外務政務次官	川村松助君		

〔朗読を省略した報告〕

一、去る六月二十二日内閣から次の報告書を受領した。

昭和二十三年度第三・四半期中における予算使用の状況

一、去る六月二十三日内閣から次の報告書を受領した。

昭和二十三年度第四・四半期の国庫の状況

一、去る七月七日、議員足鹿覺君外百二十六名から左の通り、内閣総理大臣吉田茂君宛、臨時国会召集要求書を受領したので、同月八日幣原議長から右要求書を内閣に送付した。

臨時国会召集要求書

憲法第五十三條の規定により左記緊急案件につき臨時国会を昭和二十四年七

月末日までに召集するよう要求します。

記

一、労働及び失業対策
一、中小企業対策
一、災害復旧対策
一、治安確保対策
一、地方財政対策
一、土地改良を含む農業対策

昭和二十四年七月七日

内閣総理大臣吉田茂殿

足鹿覺外百二十六名連名

一、去る七月二十日小林参議院事務総長から大池本院事務総長宛次の通り通知があつた。

本日本院議員門屋盛一君外六十七名より別紙の通り臨時国会召集の要求書が提出されたので、これを内閣へ送付した。

右念のため通知する。

昭和二十四年七月二十日

参議院事務総長　小林　次郎

衆議院事務総長大池眞殿

臨時国会召集要求に関する件

右憲法第五十三條の規定により参議院議員四分の一以上の署名を以つて要求する。

昭和二十四年七月二十日

門屋盛一外六十七名

内閣総理大臣吉田茂殿

臨時国会要求の目的

一、失業対策の確立
一、中小企業対策の確立
一、治安対策の確立
一、去る八月三日、議員淺沼稻次郎君外五名から左の通り、内閣総理大臣吉田茂君宛、臨時国会召集要求補充書を受領したので、本日幣原議長から右要求補充書を内閣に送付した。

臨時国会召集要求補充書

昭和二十四年七月七日附を以つて憲法第五十三條の規定に基き、臨時国会召集を要求したが、未だに其の召集のないのは甚だ遺憾である。該召集要求は左記議案の審議を目的として要求したのであるから、その審議の緊急を要することは言を俟たない。

依つて昭和二十四年八月廿五日開会出来るよう、重ねて臨時国会の召集を要求する。

記

一、復興金融金庫法の一部を改正する法律案（議案は国会閉会と同時に提出する）
一、日本銀行法の一部を改正する法律案（〃）
一、離職者復職保障法案（〃）
一、失業保険法の適用の特例に関する法律案（〃）
一、生活保護法の一部を改正する法律案（〃）
一、職業安定法の一部を改正する法律案（〃）
一、農林中央金庫法改正法律案（〃）
一、商工中央金庫法改正法律案（〃）

昭和二十四年八月三日

日本社会党　淺沼稻次郎
石井　繁丸
井上　良次
民主党　小野　孝
新政治協議会　竹山祐太郎
労働者農民党　石野　久男

内閣総理大臣吉田茂殿

一、去る八月三日小林参議院事務総長から大池本院事務総長宛次の通り通知があつた。

本日本院議員門屋盛一外六十七名より別紙の通り臨時国会召集の要求補充書が提出されたので、これを内閣へ送付した。

右念のため通知する。

昭和二十四年八月三日

参議院事務総長　小林　次郎

衆議院事務総長大池眞殿

臨時国会召集要求補充書

昭和二十四年七月二十日付を以つて憲法第五十三條の規定に基き臨時国会召集を要求したが未だに其の召集のないのは甚だ遺憾である該召集要求は左記議案の審議を目的として要求したのであるからその審議の緊急を要することは言を俟たない依つて昭和二十四年八月二十五日に臨時国会の召集を要求する。

記

一、失業保険法の一部改正案
一、生活保護法の一部改正案
一、緊急失業対策法の一部改正案
一、職業安定法の一部改正案
一、離職者復職保証法案
一、復興金融金庫法の一部改正案
一、日本銀行法の一部改正案
一、農林中央金庫法の一部改正案
一、商工中央金庫法の一部改正案

尚各議案は国会閉会と同時に提出する。

昭和二十四年八月三日

門屋盛一外六十七名

内閣総理大臣吉田茂殿

一、去る十日吉田内閣総理大臣から次の書面を受領した。

昭和二十四年十月十日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

政府は、税制改正法案その他緊急を要する諸法案の審議を求めるため、臨時国会の必要を認め、来る十月二十五日にこれを召集することに決定しましたから、宜敷く御取計い下さい。追て本年七月八日附衆秘発第二四六号並びに八月三日附衆秘発第二五二号をもつて、臨時国会召集要求書並びに同補充書の送付がありましたが、本日貴院議員足鹿覺君に対し、別紙書簡を届けました。

右御含みまでに申し添えます。

（別紙）

昭和二十四年十月十日

内閣官房長官　増田甲子七

衆議院議員足鹿覺殿

貴殿外百二十六名の方々より衆議院議長を経由して内閣総理大臣宛臨時国会召集の要求書の提出がありましたが、内閣においても、かねてから、その必要を認め、鋭意準備中の処、来る十月二十五日に召集することに決定しましたから、左様御了承下さい。

一、去る八月四日吉田内閣総理大臣から幣原議長宛、第五回国会において議決した広島平和記念都市建設法及び長崎国際文化都市建設法につき次の通知書を受領した。

なお、同日大池事務総長から小林参議院事務総長宛、右の旨を通知した。

内閣閣甲第一八五号

昭和二十四年八月四日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

第五回国会において議決された広島平和記念都市建設法が、別紙内閣総理大臣請議のとおり、住民投票の結果確定したので、地方自治法第二百六十一條第五項の規定により、この旨通知する。

（別紙）

広島平和記念都市建設法公布手続申請について

地方自治法第二百六十一條第五項の規定により、広島平和記念都市建設法の投票結果が七月二十二日確定した旨、広島市長から報告があつたから、右法律公布方奏請せられたく、閣議を求める。

昭和二十四年八月一日

内閣総理大臣　吉田　茂

内閣総理大臣吉田茂殿

広地第五六七号

昭和二十四年七月三十日

広島県知事　楠瀬　常猪

内閣総理大臣吉田茂殿

広島平和記念都市建設法制定賛否投票の結果の確定報告について

右について広島市長から、別紙のとおり報告書を提出しましたので進達いたします。

広総甲第二一七号

昭和二十四年七月二十二日

広島市長　浜井　信三

内閣総理大臣吉田茂殿

広島平和記念都市建設法制定賛否投票の結果確定について

昭和二十四年七月七日執行の広島平和記念都市建設法制定の賛否投票に関し、地方自治法第六十六條の異議申立期間は、本月二十一日（午後十二時）満了したが、異議の申立なくその結果が確定したので同法第二百六十一條第四項後段の規定により報告する。

広地第五六七号
昭和二十四年七月九日

広島県知事　楠瀬　常猪

内閣総理大臣吉田茂殿

憲法第九十五條の規定による一の地方公共団体のみに適用される特別法について

首標について、広島市長から地方自治法第二百六十一條第四項による報告がありましたので別紙のとおり進達いたします。

広総第二二七号
昭和二十四年七月八日

広島市長　浜井　信三

内閣総理大臣吉田茂殿

憲法第九十五條の規定による一の地方公共団体のみに適用される特別法に関する件

五月十六日総理庁甲第一七九号を以て御通知に係る首題の件は地方自治法第二百六十一條第三項の規定により七月七日住民投票の結果左記の通りに付同條第四項の規定により関係書類を添付して報告する。

記

投票総数　七八、九六二票

内

賛成投票　七一、八五二票
反対投票　六、三四〇票

有効投票数は七八、一九二票にしてこの二分の一の数は、三九、〇九六票である。

賛成投票は二分の一の数を超過すること三二、七五六票である。

内閣閣甲第一八六号
昭和二十四年八月四日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

第五回国会において議決された長崎国際文化都市建設法が、別紙内閣総理大臣請議のとおり、住民投票の結果確定したので、地方自治法第二百六十一條第五項の規定により、この旨通知する。

（別紙）

長崎国際文化都市建設法公布手続申請について

地方自治法第二百六十一條第五項の規定により、長崎国際文化都市建設法の投票結果が七月二十二日確定した旨、長崎市長から報告があつたから、右法律公布方奏請せられたく、閣議を求める。

昭和二十四年八月一日

内閣総理大臣　吉田　茂

内閣総理大臣吉田茂殿

二四地第一、四二八号
昭和二十四年七月二十六日

長崎県知事　杉山宗次郎

内閣総理大臣吉田茂殿

一の普通地方公共団体のみに適用される特別法の賛否投票の結果確定について

昭和二十四年七月七日執行された長崎国際文化都市建設法の賛否投票の結果については、七月九日付二四地第一、三〇三号をもつて進達したが、本月二十二日その投票の結果が確定したので地方自治法第二六一條第四項の規定により長崎市長より当該投票の選挙会選挙録及び投票結果の公表等提出があつたので進達致します。

総第六七七号
昭和二十四年七月二十五日

長崎市長　大橋　博

長崎県知事杉山宗次郎殿

長崎国際文化都市建設法の賛否投票の結果の確定報告について

本月七日執行した長崎国際文化都市建設法の投票結果については既に貴職を経て内閣総理大臣に報告したが本月二十二日その投票の結果が確定したことを知つたから内閣総理大臣に報告する別紙関係書類を提出致すので速かに移送願いたい。

総第六七七号
昭和二十四年七月二十五日

長崎市長　大橋　博

内閣総理大臣吉田茂殿

長崎国際文化都市建設法の賛否投票の結果の確定報告について

本月七日執行された長崎国際文化都市建設法の投票の結果については本月八日付総第六二八号をもつて報告したが本月二十二日その投票の結果が左記の通り確定したことを知つたから地方自治法第二百六十一條第四項後段の規定により別紙関係書類を添え報告する。

記

投票総数　八一、六三七票

内訳

有効投票　八〇、三五六票
無効投票　一、二八一票
賛否別投票数

賛成　七九、二二〇票
反対　一、一三六票

有効投票の総数の二分の一の数は四〇、一七八票で賛成の投票総数はこの数を超過すること三九、〇四二票である。

よつてこの法律は公布されるべきものと決定された。

選第一一〇号
昭和二十四年七月二十二日

長崎市選挙管理委員会

委員長　森田喜二郎

長崎市長大橋博殿

投票の結果確定について

昭和二十四年七月七日に執行した長崎国際文化都市建設法の賛否投票の結果について昭和二十四年七月八日公表したが地方自治法施行令第百八十七條の規定により準用する地方自治法第六十六條第一項の規定による賛否の効力に関し昭和二十四年七月二十一日までに異議を申立てる者がなかつたから公表した投票の結果は確定した。

長崎市選挙管理委員会告示第三十号

昭和二十四年七月七日執行の長崎国際文化都市建設法の賛否投票の結果は次の通りである。

昭和二十四年七月八日

長崎市選挙管理委員会

委員長　森田喜二郎

記

一、投票総数　八一、六三七票

内

有効投票　八〇、三五六票
無効投票　一、二八一票

二、賛否別投票数

賛成　七九、二二〇票
反対　一、一三六票

昭和二十四年七月八日開会長崎国際文化都市建設法の賛否投票選挙会選挙録

昭和二十四年長崎国際文化都市建設法の賛否投票選挙会選挙録

一、選挙会場は長崎市役所にこれを設けた。

二、地方自治法施行令第百八十二條第一項の規定により選任された立会人は左の通りである。

長崎市豊後町二十八番地　宮本　重彦
同　袋町五十八番地　香田　松一
同　上筑後町四番地　古立　忠

三、左の選挙立会人はいづれも選挙会を開くべき時刻までに選挙会に参会した。

長崎市豊後町二十八番地　宮本　重彦
同　袋町五十八番地　香田　松一
同　上筑後町四番地　古立　忠

四、昭和二十四年七月八日選挙長はすべての開票管理者から報告を受けたのでその当日午後三時に選挙会を開いた。

五、選挙長は選挙立会人立会の上逐次開票管理者の報告を調査し開票区ごとに賛否の投票数を朗読し、終りに賛否の投票総数を朗読した。

六、賛否の投票数は左の通りである。

地方自治法第二百六十一條第三項

の規定による賛否の投票
七九、二二〇票　賛成
一、一三六票　反対
七、地方自治法第二百六十一條第三項の規定による賛否投票有効投票の総数の二分の一の数は四〇、一七八票である。
賛成の投票総数はこの数を超過すること三九、〇四二票である。
よつて長崎国際文化都市建設法は公布さるべきものと決定した。
八、午後四時五分選挙会の事務を終了した。
九、左の二人は選挙会の事務に従事した。
参事　小柳周一郎
書記　川口満二郎
選挙長はこの選挙録を作り選挙立会人とともにここに署名する。
昭和二十四年七月八日
選挙長　黒沢平八郎
選挙立会人　古立　忠
右　同　宮本　重彦
右　同　香田　松一
一、去る九月六日内閣から次の報告書を受領した。
昭和二十四年度第一・四半期の国庫の状況
一、昨二十四日幣原議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
内閣官房副長官　郡　祐一
人事院総裁　淺井　清
人事官　山下　興家
同　上野　陽一
人事院事務総長　佐藤　朝生
統計委員会委員長　大内　兵衛
公正取引委員会委員長　中山喜久松
全国選挙管理委員会委員長　海野　普吉
国家公安委員会委員長　辻　二郎
公職資格訴願審査委員会委員長　谷村唯一郎
外国為替管理委員会委員長　木内　信胤
宮内庁長官　田島　道治
特別調達庁長官　阿部美樹志
賠償政務次官　橘　直治
賠償庁長官　島津　久大
行政管理政務次官　一松　政二
行政管理庁次長　大野木克彦
地方自治政務次官　小野　哲
地方自治庁次長　遠山信一郎
法務政務次官　牧野　寛索
法務総裁官房長　柳川　眞文
法制意見長官　佐藤　達夫
(検務局長)検事　高橋　一郎
民事法務長官　田中　治彦
外務政務次官　川村　松助
大蔵政務次官　水田三喜男
(官房長)大蔵事務官　森永貞一郎
(主計局長)同　河野　一之
(主税局長)同　平田敬一郎
証券取引委員会委員長　徳田　昻平
国税庁長官　高橋　衛
造幣庁長官　松崎　健吉
印刷庁長官　伊地知辰夫
文部政務次官　平島　良一
厚生政務次官　矢野　酉雄
引揚援護庁長官　齊藤　惣一
農林政務次官　坂本　實
食糧庁長官　安孫子藤吉
林野庁長官　三浦　辰雄
水産庁長官　飯山　太平
通商産業政務次官　宮幡　靖
(通商企業局長)通商産業事務官　石原　武夫
資源庁長官　進藤武左ェ門
(資源庁鉱山局長)通商産業事務官　徳永　久次
工業技術庁長官　井上　春成
特許庁長官　久保敬二郎
中小企業庁長官　蜷川　虎三
運輸政務次官　原　健三郎
海上保安庁長官　大久保武雄
郵政政務次官　吉田　安
(郵務局長)郵政事務官　浦島喜久衛
電気通信政務次官　尾形六郎兵衛
電波管理長官　網島　毅
航空保安庁長官　松尾　靜麿
労働政務次官　新谷寅三郎
建設政務次官　鈴木　仙八
(住宅局長)建設事務官　伊東　五郎
経済安定政務次官　西村　久之
物価政務次官　坂田　英一
物価庁次長　福島　正雄
中央経済調査庁次長　奥村　重正
一、長崎県第一区選出衆議院議員若松虎雄君は去る九月二十四日死去されたので、同月二十六日本院は次の弔詞を贈つた。
衆議院ハ議員従四位勲四等若松虎雄君ノ長逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス
一、兵庫県第五区選出衆議院議員齋藤隆夫君は去る七日死去された。
一、去る六月一日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員　寺崎　覺君
大蔵委員　寺本　齋君
農林委員　小平　忠君
一、去る六月一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員　寺島隆太郎君
大蔵委員　小平　忠君
農林委員　寺島隆太郎君
一、去る六月十一日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。
懲罰委員　寺崎　覺君
一、去る六月十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
懲罰委員　寺本　齋君
一、去る六月十五日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
地方行政委員会
理事　小平　忠君（理事小平忠君去る五月二十八日委員辞任につきその補欠）
一、去る六月十七日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。
厚生委員　田中　彰治君
農林委員　坂本　實君
逓信委員　山口　武秀君
一、去る六月十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
厚生委員　坂本　實君
農林委員　田中　彰治君
山口　武秀君
逓信委員　竹村奈良一君
一、去る六月二十二日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。
法務委員　金原　舜二君
労働委員　角田　幸吉君
一、去る六月二十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
法務委員　角田　幸吉君
労働委員　金原　舜二君
一、去る六月二十四日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
法務委員会
理事　角田　幸吉君（理事金原舜二君去る六月二十二日委員辞任につきその補欠）
一、去る七月一日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
法務委員会
理事　上村　進君（理事梨木作次郎君去る七月一日委員辞任につきその補欠）
一、去る七月一日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。
法務委員　梨木作次郎君
大蔵委員　風早八十二君
一、去る七月一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
法務委員　風早八十二君
大蔵委員　梨木作次郎君
一、去る七月四日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。
内閣委員　神山　茂夫君
法務委員　風早八十二君
大蔵委員　梨木作次郎君
労働委員　田代　文久君
議院運営委員　平川　篤雄君
山手　滿男君
土橋　一吉君

一、去る七月四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員　田代　文久君
法務委員　梨木作次郎君
大蔵委員　風早八十二君
労働委員　土橋　一吉君
議院運営委員　石田　一松君　木村　俊夫君　神山　茂夫君

一、去る七月七日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

法務委員会
理事　梨木作次郎君（理事上村進君去る七月七日理事辞任につきその補欠）

一、去る七月十八日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

労働委員会
理事　篠田　弘作君（理事角田幸吉君去る六月二十二日委員辞任につきその補欠）

一、去る七月十八日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

経済安定委員　高田　富之君
大蔵委員　風早八十二君
運輸委員　田中　堯平君　柄澤きよ子君

一、去る七月十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

経済安定委員　柄澤きよ子君
大蔵委員　田中　堯平君
運輸委員　風早八十二君　高田　富之君

一、去る七月二十一日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員　谷口善太郎君
経済安定委員　柄澤きよ子君

一、去る七月二十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員　谷口善太郎君
経済安定委員　高田　富之君

一、去る七月二十二日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

法務委員　上村　進君
運輸委員　高田　富之君

一、去る七月二十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員　上村　進君
経済安定委員　高田　富之君
法務委員　谷口善太郎君
運輸委員　柄澤きよ子君

一、去る七月二十五日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員　上村　進君
法務委員　谷口善太郎君

一、去る七月二十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員　谷口善太郎君
法務委員　上村　進君

一、去る七月二十八日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

議院運営委員　園田　直君
懲罰委員　小野　孝君

一、去る七月二十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

議院運営委員　小野　孝君
懲罰委員　園田　直君

一、去る七月二十九日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

農林委員会
理事　河野　謙三君（理事坂本實君去る六月十七日委員辞任につきその補欠）
理事　薬師神岩太郎君（理事八木一郎君去る五月二十三日委員辞任につきその補欠）

理事　寺本　齋君（理事寺島隆太郎君去る六月一日委員辞任につきその補欠）

一、去る七月二十九日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　木村　榮君
農林委員　山口　武秀君

一、去る七月二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員　山口　武秀君
農林委員　木村　榮君

一、去る八月一日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　山口　武秀君
大蔵委員　田中　堯平君
農林委員　木村　榮君
運輸委員　風早八十二君

一、去る八月一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員　木村　榮君
大蔵委員　風早八十二君
農林委員　山口　武秀君
運輸委員　田中　堯平君

一、去る八月九日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

人事委員　木村　公平君
文部委員　平澤　長吉君

一、去る八月九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員　平澤　長吉君
文部委員　木村　公平君

一、去る八月十日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　田代　文久君
商工委員　聽濤　克巳君
逓信委員　松井　政吉君
建設委員　鈴木　仙八君
決算委員　内海　安吉君

一、去る八月十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員　聽濤　克巳君
商工委員　田代　文久君
逓信委員　松井　政吉君
建設委員　松尾トシ子君
決算委員　内海　安吉君

一、去る八月十九日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

厚生委員　山崎　岩男君
運輸委員　橘　直治君

一、去る八月十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

厚生委員　橘　直治君
運輸委員　山崎　岩男君

一、去る八月十九日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

厚生委員会
理事　橘　直治君（理事山崎岩男君去る八月十九日委員辞任につきその補欠）

一、去る八月二十五日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

建設委員会
理事　内海　安吉君（理事鈴木仙八君去る八月十日委員辞任につきその補欠）

一、去る八月二十九日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員　風早八十二君
商工委員　田代　文久君

一、去る八月二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員　田代　文久君
商工委員　風早八十二君

一、去る八月三十日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員　谷口善太郎君
法務委員　上村　進君
商工委員　橋本　金一君
建設委員　村瀬　宣親君
懲罰委員　林　百郎君

一、去る八月三十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員　風早八十二君
法務委員　林　百郎君
商工委員　橋本　金一君
建設委員　村瀬　宣親君
懲罰委員　上村　進君

一、去る九月二日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員　風早八十二君
大蔵委員　田代　文久君
商工委員　水谷長三郎君
予算委員　風早八十二君
議院運営委員　淺沼稻次郎君　小野　孝君　神山　茂夫君　石田　一松君
懲罰委員　園田　直君

一、去る九月二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員　田代　文久君
大蔵委員　風早八十二君
商工委員　淺沼稻次郎君
予算委員　神山　茂夫君

議院運営委員
水谷長三郎君　園田　直君
風早八十二君　竹山祐太郎君
懲罰委員
小野　孝君
一、去る九月六日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。
大蔵委員　宮幡　靖君
厚生委員　西村　直巳君
一、去る九月六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
大蔵委員　西村　直巳君
厚生委員　宮幡　靖君
一、去る九月七日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員
足鹿　覺君
法務委員
林　百郎君
農林委員
八百板　正君
建設委員
伊藤　憲一君
懲罰委員
上村　進君
図書館運営委員
中西伊之助君
一、去る九月七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員
八百板　正君
法務委員
上村　進君
農林委員
足鹿　覺君
建設委員
中西伊之助君
懲罰委員
林　百郎君
図書館運営委員
伊藤　憲一君
一、去る九月八日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。
予算委員
神山　茂夫君
議院運営委員
風早八十二君
一、去る九月八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
予算委員
風早八十二君
議院運営委員
神山　茂夫君
一、去る九月十二日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

運輸委員会
理事　田中　堯平君（理事田中堯平君去る七月十八日委員辞任につきその補欠）
理事　山崎　岩男君（理事橘直治君去る八月十九日委員辞任につきその補欠）
一、去る九月十二日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。
文部委員
満尾　君亮君
厚生委員
徳田　球一君
運輸委員
土倉　宗明君
徴罰委員
林　百郎君
一、去る九月十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
文部委員
土倉　宗明君
厚生委員
伊藤　憲一君
運輸委員
満尾　君亮君
徴罰委員
徳田　球一君
一、去る九月十三日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
逓信委員会
理事　土井　直作君（理事松井政吉君去る八月十日委員辞任につきその補欠）
建設委員会
理事　村瀬　宣親君（理事村瀬宣親君去る八月三十日委員辞任につきその補欠）
一、去る九月十三日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員
田代　文久君
商工委員
谷口善太郎君
村瀬　宣親君
淺沼稻次郎君
建設委員
橋本　金一君
議院運営委員
水谷長三郎君
一、去る九月十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員
谷口善太郎君
商工委員
田代　文久君
橋本　金一君
水谷長三郎君
建設委員
村瀬　宣親君
議院運営委員
淺沼稻次郎君
一、去る九月十六日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
予算委員会
理事　小峯　柳多君（理事西村久之君去る十六日理事辞任につきその補欠）
理事　庄司　一郎君（理事水田三喜男君去る十六日理事辞任につきその補欠）
一、去る九月十六日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。
予算委員
野坂　參三君
一、去る九月十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
予算委員
砂間　一良君
一、去る九月二十日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。
法務委員
上村　進君
議院運営委員
林　百郎君
一、去る九月二十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
法務委員
林　百郎君
議院運営委員
上村　進君
一、去る九月二十四日外務委員及び予算委員若松虎雄君は死去された。
一、去る九月二十九日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員
八百板　正君
外務委員
園田　直君
農林委員
足鹿　覺君
小林　運美君
一、去る九月二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員
足鹿　覺君
外務委員
小林　運美君
農林委員
八百板　正君
園田　直君
一、去る九月三十日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
予算委員会
理事　八百板　正君（理事八百板正君去る九月七日委員辞任につきその補欠）
一、去る四日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。
人事委員
坂口　主税君
予算委員
風早八十二君
決算委員
井之口政雄君
一、去る四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
人事委員
畠山　重勇君
予算委員
井之口政雄君
決算委員
風早八十二君
一、去る七日内閣委員長齋藤隆夫君は死去された。
一、去る十三日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。
経済安定委員
高田　富之君
法務委員
林　百郎君
大蔵委員
風早八十二君
建設委員
中西伊之助君
決算委員
山口六郎次君
議院運営委員
上村　進君
懲罰委員
田島　ひで君
一、去る十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
経済安定委員
中西伊之助君
法務委員
上村　進君
外務委員
柏原　義則君
大蔵委員
林　百郎君
建設委員
高田　富之君
予算委員
岡村利右衛門君
決算委員
田中　角榮君
議院運営委員
土橋　一吉君
懲罰委員
林　百郎君
一、去る十五日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。
内閣委員
高橋　英吉君
法務委員
牧野　寛索君
一、去る十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員
牧野　寛索君
法務委員
高橋　英吉君
一、去る十七日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。
外務委員
小林　運美君
農林委員
園田　直君
議院運営委員
小林　進君
懲罰委員
竹山祐太郎君
一、去る十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
外務委員
園田　直君
農林委員
小林　運美君
議院運営委員
竹山祐太郎君
懲罰委員
小林　進君
一、去る二十日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。
大蔵委員
田中織之進君
農林委員
井上　良二君
予算委員
鈴木茂三郎君　西村　榮一君
井之口政雄君　砂間　一良君
一、去る二十一日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員　鈴木茂三郎君
農林委員　西村　榮一君
予算委員
井上　良二君

一、去る二十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員　鈴木茂三郎君
農林委員　西村　榮一君
予算委員
田中織之進君

一、去る二十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員
田中織之進君
農林委員　井上　良二君
予算委員
野坂　參三君

一、去る二十二日常任委員会において、次の通り理事の補欠選任を行つた。

農林委員会
理事　小林　運美君（理事小林運美君九月二十九日委員辞任につきその補欠）

一、昨二十四日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　聽濤　克巳君
人事委員
江崎　一治君
通信委員
竹村奈良一君

一、昨二十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員
竹村奈良一君
人事委員　土橋　一吉君
通信委員　江崎　一治君
労働委員　聽濤　克巳君

一、去る六月一日特別委員会において次の通り理事を補欠選任した。

選挙法改正に関する特別委員会
理事　小平　忠君（理事木村俊夫君去る五月三十一日委員辞任につきその補欠）

一、去る六月一日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

選挙法改正に関する特別委員
林　百郎君

一、去る六月一日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

選挙法改正に関する特別委員
上村　進君

一、去る六月十七日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

選挙法改正に関する特別委員
原　健三郎君

一、去る六月十七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

選挙法改正に関する特別委員
齋藤　隆夫君

一、去る六月二十二日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

考査特別委員
水田三喜男君　高橋　英吉君

一、去る六月二十二日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

考査特別委員
西村　直巳君　井手　光治君

一、去る六月二十五日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

海外同胞引揚に関する特別委員
木村　榮君

一、去る六月二十五日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

海外同胞引揚に関する特別委員
神山　茂夫君

一、去る七月一日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

考査特別委員
辻　寛一君　吉田　安君

一、去る七月一日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

考査特別委員
永田　節君　山崎　岩男君

一、去る七月一日特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

考査特別委員会
理事　大橋　武夫君（理事高橋英吉君去る六月二十二日委員辞任につきその補欠）
理事　高木　松吉（理事辻寛一君去る七月一日委員辞任につきその補欠）
理事　小松　勇次君（理事吉田安君去る七月一日委員辞任につきその補欠）

一、去る七月六日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

考査特別委員　德田　球一君

一、去る七月六日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

考査特別委員　聽濤　克巳君

一、去る七月七日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

災害地対策特別委員
井出一太郎君　逢澤　寛君
考査特別委員
山崎　岩男君　田嶋　好文君

一、去る七月七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害地対策特別委員
中村　寅太君　田中不破三君
考査特別委員
寺本　齋君　橋本登美三郎君

一、去る七月七日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

災害地対策特別委員
畠山　鶴吉君　川島　金次君
林　好次君　砂間　一良君

一、去る七月七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害地対策特別委員
若林　義孝君　福田　昌子君
床次　德二君　田代　文久君

一、去る七月十一日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

考査特別委員
玉井　祐吉君

一、去る七月十一日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

考査特別委員
岡田　春夫君

一、去る七月十二日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

考査特別委員
岡田　春夫君

一、去る七月十二日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

考査特別委員
玉井　祐吉君

一、去る七月十八日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

考査特別委員
篠田　弘作君
選挙法改正に関する特別委員
聽濤　克巳君

一、去る七月十八日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

考査特別委員
菅家　喜六君
選挙法改正に関する特別委員
川上　貫一君

一、去る七月二十日特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

選挙法改正に関する特別委員会
理事　川上　貫一君（理事聽濤克巳君去る十八日委員辞任につきその補欠）

一、去る七月二十日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

選挙法改正に関する特別委員
吉田　安君

一、去る七月二十日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

選挙法改正に関する特別委員
鈴木　幹雄君

一、去る七月二十一日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

考査特別委員
池田正之輔君　栗山長次郎君

一、去る七月二十一日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

考査特別委員
塚原　俊郎君　松本　善壽君

一、去る七月二十九日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

考査特別委員
田万　廣文君

一、去る七月二十九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

考査特別委員
石井　繁丸君

一、去る八月二日議長において、次の

通り特別委員の辞任を許可した。
考査特別委員　椎熊　三郎君
一、去る八月二日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
考査特別委員　森山　欽司君
一、去る八月五日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。
考査特別委員　松本　善壽君
一、去る八月五日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
考査特別委員　宇田　恒君
一、去る八月五日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。
考査特別委員　安部　俊吾君
一、去る八月八日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。
考査特別委員
玉井　祐吉君　永田　節君
橋本登美三郎君　佐々木秀世君
内藤　隆君　塚原　俊郎君
小玉　治行君
一、去る八月五日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
考査特別委員　岡　延右エ門君
一、去る八月八日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
考査特別委員
石野　久男君　中村　清君
石原　圓吉君　畠山　鶴吉君
亘　四郎君　石原　登君
中野　武雄君
一、去る八月九日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。
災害地対策特別委員
中西伊之助君　石野　久男君
足鹿　覺君
考査特別委員
石原　登君　中村　清君
福井　勇君　石原　圓吉君
一、去る八月九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
災害地対策特別委員
砂間　一良君　玉井　祐吉君
青野　武一君
考査特別委員
多武良哲三君　永田　節君
内藤　隆君　小玉　治行君
一、去る八月十日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。
災害地対策特別委員
五島　秀次君　三池　信君
橋本登美三郎君　玉置　實君
田中　啓一君　佐々木更三君
考査特別委員
中野　武雄君　畠山　鶴吉君
西村　直巳君　井手　光治君
一、去る八月十日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
災害地対策特別委員
中村　清君　澁谷雄太郎君
江田斗米吉君　甲木　保君
三浦寅之助君　門司　亮君
考査特別委員
多田　勇君　佐々木秀世君
柳澤　義男君　塚原　俊郎君
一、去る八月十一日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。
考査特別委員
多田　勇君　神山　茂夫君
一、去る八月十一日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
考査特別委員
安部　俊吾君　梨木作次郎君
一、去る八月二十二日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。
考査特別委員
梨木作次郎君　赤松　勇君
一、去る八月二十二日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
考査特別委員
木村　榮君　田万　廣文君
一、去る九月五日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。
考査特別委員　木村　榮君
一、去る九月五日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
考査特別委員　神山　茂夫君
一、去る九月六日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。
考査特別委員
多武良哲三君　亘　四郎君
柳澤　義男君　宇田　恒君
一、去る九月六日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
考査特別委員
福井　勇君　西村　直巳君
井手　光治君　橋本登美三郎君
一、去る九月七日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。
考査特別委員　森山　欽司君
一、去る九月七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
考査特別委員　椎熊　三郎君
一、去る九月八日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。
災害地対策特別委員
小川原政信君　田代　文久君
大西　禎夫君
一、去る九月八日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
災害地対策特別委員
小玉　治行君　中西伊之助君
理事　小林　運美君（理事高橋清治郎君去る十三日委員辞任につきその補欠）
一、去る九月十二日特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
考査特別委員会
理事　内藤　隆君（理事内藤隆君去る八月八日委員辞任につきその補欠）
理事　神山　茂夫君（理事神山茂夫君去る八月十一日委員辞任につきその補欠）
一、去る九月十二日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。
考査特別委員
安部　俊吾君　大橋　武夫君
佐々木秀世君　吉武　惠市君
西村　直巳君　小玉　治行君
一、去る九月十二日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
考査特別委員
幡谷仙次郎君　大石　武一君
角田　幸吉君　田嶋　好文君
若林　義孝君　丹羽　彪吉君
一、去る九月十三日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。
災害地対策特別委員
尾関　義一君　中村　寅太君
高橋清治郎君　宮腰　喜助君
考査特別委員　丹羽　彪吉君
一、去る九月十三日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
災害地対策特別委員
前田　郁君　井出一太郎君
小林　運美君　川崎　秀二君
考査特別委員　佐々木秀世君
一、去る九月十五日特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
災害地対策特別委員会
理事　小林　運美君（理事高橋清治郎君去る十三日委員辞任につきその補欠）
一、去る九月十六日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。
政府支拂促進に関する特別委員
千葉　三郎君
一、去る九月十六日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
政府支拂促進に関する特別委員
清藤　唯七君
一、去る九月二十日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。
選挙法改正に関する特別委員
福田　繁芳君
一、去る九月二十日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
選挙法改正に関する特別委員
並木　芳雄君
一、去る九月二十六日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。
考査特別委員
大石　武一君　角田　幸吉君
田嶋　好文君　若林　義孝君
幡谷仙次郎君
一、去る九月二十六日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
考査特別委員
安部　俊吾君　大橋　武夫君
吉武　惠市君　西村　直巳君
小玉　治行君
一、去る九月二十四日海外同胞引揚に関する特別委員及び観光事業振興方策樹立特別委員若松虎雄君は死去された。

一、去る四日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。
選挙法改正に関する特別委員
小川　半次君　川上　貫一君
上村　進君
一、去る四日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
選挙法改正に関する特別委員
志賀健次郎君　谷口善太郎君
立花　敏男君
一、去る七日選挙法改正に関する特別委員齋藤隆夫君は死去された。
一、去る十日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。
海外同胞引揚に関する特別委員
神山　茂夫君
一、去る十日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
海外同胞引揚に関する特別委員
風早八十二君
一、去る十七日選挙法改正に関する特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事　小野　孝君（理事福田繁芳君去る九月二十日委員辞任につきその補欠）
理事　立花　敏男君（理事川上貫一君去る四日委員辞任につきその補欠）
一、去る二十日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。
災害地対策特別委員
福田　昌子君　川崎　秀二君
選挙法改正に関する特別委員
志賀健次郎君
一、去る二十日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
災害地対策特別委員
佐々木更三君　藤田　義光君
選挙法改正に関する特別委員
床次　徳二君

〔参照〕
衆議院考査特別委員会報告書（第二回）
六月中における本委員会の調査の概要
一　国鉄資材の省外拂下事件
終戦後、運輸省が鉄道弘済会を指定機関として、国鉄保管の特殊物件等多数の資材、いわゆる死退蔵品を整理のためとして拂下をした事件につき、その物資が不要不急品としての拂下が適当であつたが、またその拂下価格が妥当であつたか、その経理方面において国鉄当局と鉄道弘済会との監督関係及びその処理方法がどうなつているか等、疑わしい点が多々あつたので、これを究明するため、本問題をとり上げ、六月二十二日及び二十七日の二回にわたり、委員会において次の証人を喚問、証言を求め、更に引き続き証人を喚問して、調査を進める予定である。
喚問した証人
六月二十二日
元運輸省鉄道総局資材局長　多賀　祐重君
前運輸省鉄道総局資材局長　小澤　輝君
前鉄道弘済会理事　岡田　五郎君
六月二十七日
前運輸省鉄道総局資材局総務課長　中村　卓君
元運輸省鉄道総局資材局総務課事務官　牛込　謙造君
鉄道弘済会理事長　堀木　鎌三君
二　石川県下における耕地面積不正申告その他に関する件
本件は次の二箇所にわかれている。
（一）鹿島郡越路町字在江部落においては、次の十項目の存否について調査中である。
1　耕作田地不正申告（隠田事件）
2　不正供米並びに割当不当
3　労働封鎖
4　課税の不公正
5　報奨物資その他配給物資配給の不公正
6　農業調整委員選挙違反
7　地区協議会独占
8　傷害事件
9　土地台帳の改変
10　耕作地不法占拠
（二）羽咋郡下甘田村字上棚部落においては、次の七項目の存否を調査している。
1　土地買収に関する不正（採草地事件）
2　耕作田地不正申告
3　供米不正並びに割当不当
4　組合規約の不正
5　労働封鎖
6　課税の不当
7　耕作権侵害顛末
なお本件については、六月二十五日、二十九日及び三十日の三日間委員会を開き、次の証人の喚問を行つたが、これまた、更に証人を喚問の予定で調査続行中である。
喚問した証人
六月二十五日
石川県羽咋郡下甘田村
農業調整委員、農地委員、農業協同組合理事、村会議長、上棚農民組合長　山田　喜一君
石川県羽咋郡下甘田村字上棚
農業　星澤權次郎君
六月二十九日
石川県羽咋郡下甘田村
農地委員長　柳川　正一君
石川県羽咋郡下甘田村字上棚
農業　池田　修君
六月三十日
石川県鹿島郡越路町字在江
七尾特殊セメント株式会社常務取締役　倣田　省三君
石川県鹿島郡越路町字在江
農業　泉　淺吉君
三　税務署官吏汚職事件
五月三十日第一回報告書において、中間報告した本件については、証人の証言及び各種資料を整理の上、近く結論を得て本院に報告する予定である。
右考査特別委員会設置に関する決議に基き報告する。
昭和二十四年六月三十日
考査特別委員長　鍛冶　良作
衆議院議長幣原喜重郎殿

参議院考査特別委員会報告書（第三回）
税務官吏の汚職事件
本委員会は、官公吏汚職問題中、税務署の汚職事件を取り上げ、すでに中間報告（第二回）をした通りであるが、浦和、中野両税務署を中心として昭和二十四年五月十四日、同十七日、同十九日（浦和出張尋問）、同二十四日、同二十六日及び同二十八日にわたり二十六名の証人を尋問し、事実を確めた。その結果によれば、税務関係の法制、機構等欠陥は多面にわたり矛盾、不満等各々錯綜している。これらを綜合して是正するにあらざれば、賦正の效果をあげることができない。この点を全般的に考察して調査の結果を報告する。
第一　官庁側にある欠陥の考察
大蔵大臣、財務局長、税務署長、税務官等の各証言によれば、税務官吏不正事件の原因は、その責任が官庁側に多くありと信ぜられる事情があるのではないか。もつとも大蔵大臣は「不正事件の起りますのは、先ほど申しましたように税額がパッと伸びて来るときに起るのであります。御承知の通り昭和十年の臨時利得税、あるいは昭和十七年でございましたか、賀屋大蔵大臣のときに東京市内に相当問題がありました。ああいうときとか、今回のように非常に所得税の伸びて行きますときに問題が起ります。昭和二十一年度は事業所得が百億程度でございましたが、二十二年度は五百億程度でございます。二十三年度は千二百億でございます。二十四年度は千九百億、こういうふうに毎年倍化し、非常に納税者の負担がきつく感ぜられるのであります。そういうときにはえてして不正事件が起ります……」と述べている。
一　税が一般的に重すぎる結果、廃業するよりほか仕方がないと述べている業者達の言い分は根本問題である。そこで、国民の総所得と徴税総額とのバランスがとれているか否かは、一に税が酷に失するか否かの鍵である。大蔵大臣はこの

点に関し明答を與えなかつたが、（徴税総額と国民の総所得との間には、かなりの差があると述べたのみ。）現税率から概算すれば、現今の実際生活費四人家族で月額約九千円、年額約十万八千円を要する者の年収約十五万円の所得額者の税負担は（別表参照）二七％となる。（基準生活費四人家族月額一万二千円、年額十四万四千円を要する者の年収約二十万円の所得額者の税負担は大体三四％となるようである。）あるいは、基礎控除額の引上げによつてこの弊を是正することも考慮される。

以上の点よりして現実の税負担は一般基準生活者に相当重荷である。これによつて、日本人の担税力は一般的にみて相当に重荷であることは明らかのようである。納税の限界点にまで達しているか否かは正式の機関で充分調査しなければ判然し得ぬ事柄である。

二　課税方法が、天下り式であると言われている点につき考察すれば、予算課税制度が極端に末端へ反映しているのではないか。徴税の努力目標を税務署長は責任目標としている事実がある。（湯地財務局長は「実際問題として、徴税すべき予算ができると、局長会議と税務署長会議とあるが、税務署長の意見をきいて、局長が各税務署に割り付ける。従つて担税能力より多い場合も少い場合もあり得る。」と述べている。）このやり方はやむを得ぬこととは考えられるが、税務署長が努力目標を責任目標と誤解して、相当の無理が行われている点にかかる批難があるのではないか。

三　更に、税務官吏がこの目標を各種業者側に割り当て、個人別の所得額を決定する過程において、各種団体（例えば青果業組合、洋服業組合、材木業組合、商工会議所等。）に諮問して、業者別に指数を出し、序列を作つて個人所得額決定の標準としている。このやり方は納税者が戦前百三十万人であつたのに、今日は千八、九百万人になつている点よりしてやむを得ぬことと信ずるが、ここに大きな弊害と不正が伴うている事実が、本委員会で明らかにされた。

（イ）ある業者（組合）の幹部のある者は、自分の指数や序列を低くし、はなはだしきは税額まで税務官吏と打合せしている事実が証人調の上に表われている。従つて反幹部派の人々は相当に高い税金を拂わねばならぬような事実が明らかにされた。

（ロ）納税者が口を揃えて、税額の決定が高いばかりでなく、（註）税額が高くてやりきれぬ。百万円の所得額者は百三十万円の税金を拂うようになるとの証言があるが、別表の通りであるからその事実はないようである。）不公平だと述べているのもこの点に帰着する。加うるにこの業者達は、ついに廃業のやむなきに至つたと語つている。

（ハ）税務官吏の素質低下を論議されている点も、この辺に根ざしがある。もし当該官が相当社会に通じておれば、同種類の業者中の各々につき、営業上における比隣の状況と前年度の成績を参考とし、もし特別収入を見込まれたとせば、その特別収入の根拠並びに関係者を調査すれば直ちに判明する実情にあるものですら、机上の仕事に終らせ、あるいはその見通しのできぬ二十歳前後の未熟者によつて誤りを生ぜしめていることが実情のようである。

（ニ）かような実情の下において、社会の実情に疎い税務官が、独断専行、所得額の決定につき事実上決定権があるとすれば、この点に充分考慮を拂わなければならぬ。犯罪の温床またここにありと言わざるを得ない。すなわち序列表並びに指数の検討当時と確定申告に対する更正決定をする当時、特に犯罪の行われつつあることを明らかにしている。

（ホ）更正決定そのものが、前述の如き種々欠陥あるためか、再審査請求を提出するものが多い。一税務署に六、七千件位あるけれども、その処理は相当の日時を要し、且つ処理は納税者の肯ける方法によつて、大多数行われていないといわれているが、（例えば机上処理多し。）これは納税者側の最も批難するところである。実際問題として税金は更正決定に基き直ちに拂わなければならず、強制手続によつて差押、競売まで行われているにかかわらず、納税者の要求は大変遅れて訴訟にでもなれば二、三箇年もかかるという実情が指摘されている。これを何とかして今少し早く処理するようになすべきではあるまいか。実際問題として適正な税制と課税によつて異議の申立を減少せしめるべきである。（税務署によつては早々処理した所もある。）

（ヘ）要は人の問題であるけれども、かような点にいかなる監督が行われているか。監察制度を刷新して充分に国民をして納得する税金の取立をやらなければ、大きな政治問題化するであろうことを信ずるものである。

（ト）ただ、ここに税務署側に存する同情すべき事情は、署員一人当り二、三種目から五、六種目を受け持ち五、六百軒乃至千二、三百軒を担当している。加うるに闇所得の調査に至つては闇経費が介在して、まことに算定上困難を生ずる結果、税額の決定には国民の実際上の所得を、把握するに容易ならず、しかもこれを充分に調査しようとする場合に事犯発生の機会を與えているのではないか。そこで相当に人員の増員をなし、機構を改めて、これらの者を指導監督すべきである。

第二　納税者側にある欠陥の考察

本委員会において、納税者においても相当欠陥があらわれている。日本再建の途上、殊に九原則に従つて日本財政の建直しをやらなければならない今日、必要なことは、納税道義の高揚と納税についての理解である。

一　すでに中間報告に述べた通り納税道義がすたれているのは、特に大会社あるいは新興成金と言われている人々の中に多い。何億何千万円という大幅な脱税が多い。脱税は何とかして防止しなければならぬ。この点は単に厳罰をもつても臨むだけでは駄目で、何らかの対策の樹立を検討すべきである。（例えば二重帳簿の作成記入ができぬ方法。）

二　税の決定には、収入と必要経費その他一定の條件についての諸帳簿を基礎とするのが原則である。然るに納税者は、この基礎となるべき収支を帳簿によつて明らかにし、必要な資料の提出をしない者が多いようである。（あつても帳簿を見ないで決定している税務官もいるようだが。）この点納税者としての道義を欠いている点である。

三　申告に過小申告がつきものの如うであるが、ある証人はいくら正確に申告して見ても、必ず二倍、三倍に更正決定されるのだから、過小申告はやむを得ぬと証言しているが、不当な更正決定に対しては、再審査請求が認められている故、機構をあらたにして充分に活用すべく、要は納税者は、すべて過小申告をするものであるという税務署側の常識を是正すべきである。

四　すでに述べた事情によつて、今日の税制及び税額の決定について、納税者側えの税の分布と税務署の取扱との間に相当の不合理と浮動性の存在することは認めざるを得ぬ。従つてここに減税運動を試みる際を與えている。この間隙に納税者より働きかける（あるいは、税務署より働きかける。）ところの贈賄事件が発展するものである。

五　更に、減税運動なるものがあり、多数をたのみ威嚇的言辞を弄して税務署員に恐怖心を起さしめ、その公務の執行を妨害する者があることはまことに遺憾であつて、減税運動者の納税に対する理解を求めるにあらざれば、かえつて国民の納税意欲を低下せしめるゆえんではないか。

六　殊に減税運動に関しては、民主商工会などというような団体が活動して、減税運動を利用して他の目的を構想するものがあることは納税者側の最も考慮を要する次第ではなかろうか。

第三　結論

本委員会に表われて来たところによつて、検討せらるべき問題は

一　国民の総所得の徴税総額とのバランスがとられているか否か、又は国民所得について課税方法が適正であるかどうか、徴税額が相当限界点に達しつつあること

二　課税方法が果して妥当であるか。予算課税の弊害、税の決定の過程と決定権の濫用に基き公平を害している事実

三　所得税に関する基礎控除額の引上げ

四　更正決定に対する再審査請求を迅速に処理する機構となすこと

五　税務員の増員と素質向上、指導監督の怠慢是正

六　日本再建の途上、納税者の耐乏生活、税決定の基礎となる帳簿その他の正確記入等によつて国民所得の実相を把握し得るよう国民をして納税の理解につき一層反省せしめることを要すること

七　特に減税運動に名を藉りた反税運動の思想傾向につき厳重な取締りを要すること

等を挙げなければならぬ。税務官吏汚職は、前途の欠陥において、あらゆる機会に発生しているけれども、右の根本問題の是正によつて大体解決し得るのではないかと、本委員会は深く関心を有するものである。

右考査特別委員会設置に関する決議に基き報告する。

昭和二十四年七月二十七日

考査特別委員長　鍛冶　良作

衆議院議長幣原喜重郎殿

別表

個人所得額	差引かるべき税額 所得税	都民税（概算）	合計	差引残手取額	事業税概算二〇％差額
二五〇、〇〇〇円	四二、五〇〇円	三、五〇〇円	四六、〇〇〇円	二〇三、九一〇円	三〇、〇〇〇円
三〇〇、〇〇〇	六四、三五〇	七、三五〇	七二、六四〇	二二八、三六〇	四〇、〇〇〇
三五〇、〇〇〇	八八、五〇〇	九、二五〇	九七、七五〇	二五二、二五〇	五〇、〇〇〇
四〇〇、〇〇〇	一一五、三一〇	一二、八九〇	一二八、二一〇	二七二、七九〇	六〇、〇〇〇
四五〇、〇〇〇	一七四、五〇〇	一八、五九〇	一九三、八九〇	二〇七、一一〇	八〇、〇〇〇
五〇〇、〇〇〇	一三四、五〇〇	一三五、八九〇	一四三、一一〇	二四二、一一〇	一〇〇、〇〇〇
七〇〇、〇〇〇	二五三、七五〇	二五、二四〇	二七八、九九〇	三〇四、七九〇	一四〇、〇〇〇
一、〇〇〇、〇〇〇	三五二、〇〇〇	三九、五九〇	三六二、五九〇	三〇〇、〇〇〇	一八七、四一〇

衆議院考査特別委員会報告書

（第四回）

七月中における本委員会の調査の概要を報告する。

一　石川県下における耕地面積不正申告その他に関する件

六月報告（第二回）後、引続き調査を進め、七月一日次の証人四名を喚問した。なお本件に関しては喚問は、これで打切り、近く委員長外四名の委員を派遣して現地調査の予定である。

喚問した証人

石川県鹿島郡越路町
農業調整委員　表　宗雄君

石川県鹿島郡越路町
農地委員長　田中　平治君

石川県鹿島郡越路町
町長　卜部　修三君

石川県副知事　土井　登君

二　熱海市における国鉄労組中央委員会実力行使決議に関する件

熱海公会堂において、昭和二十四年六月二十三日から同月二十六日まで開催された国鉄労組第十五回中央委員会において決議された「最悪の場合はストをも含む実力行使を行う」という事項は、非合法行為を決議したものであり、再建途上の国家秩序に悪影響を與え、人心の不安を誘発するものではないかとの疑から本委員会で採り上げ、七月八日、十一日及び十二日の三日間にわたり、次の十名の証人を喚問して証言を得、目下結論を得べく慎重調査中である。

喚問した証人

七月八日

国鉄労組中央闘争委員会副委員長　鈴木　市藏君

国鉄労組中央闘争委員会企画統制部長　井上　唯雄君

七月十一日

国鉄労組第十五回中央委員会議長　新川　輝隆君

国鉄労組中央闘争委員会文化部長　菊川　孝夫君

国鉄労組中央闘争委員会書記長　高橋　儀平君

国鉄労組中央闘争委員　星加　要君

七月十二日

国鉄労組中央委員　澤田　廣君

国鉄労組第十五回中央委員会副議長　中村　強君

運輸省鉄道監督局長　足羽　則之君

法務総裁　殖田　俊吉君

三　国電スト問題

昭和二十四年六月九日より十一日にわたり決行された東神奈川、千葉、中野及び三鷹の各地区分会のスト問題の重要性にかんがみ、本委員会はその真相を検討し、日本再建を阻害する行為ではないかという観点から調査を開始し、七月十五日、十六日、十九日、二十一日、二十二日及び二十五日の六日間に、次の三十名の証人につき証言を求め、目下各種資料及び証言を整理の上、結論を得べく調査中である。

喚問した証人

七月十五日

千葉管理部員（元千葉車掌区長）　若宮　正安君

千葉車掌区客扱専務車掌（元千葉車掌区指導員兼務助役）　加瀬　勝運君

国有鉄道東京鉄道局業務部長　山田　明吉君

千葉車掌区車掌　崎山　昭治君

七月十六日

千葉車掌区元車掌（分会闘争委員）　中島　登君

民主青年時報通信員　李　泰　権君

千葉地方検察庁次席検事　細野　良久君

国鉄労組千葉支部執行委員長（元書記長）　戸田　芳夫君

日本共産党千葉県委員会宣伝教育部長　若林秀二郎君

国有鉄道職員局長　牛島　辰彌君

七月十九日

東神奈川駅長　吉田　俊介君

東神奈川電車区長　佐藤　實君

東神奈川車掌区首席助役　神谷　仲次君

東神奈川車掌区元車掌（闘争委員長）　井上　勘一君
東神奈川電車区副運転士（元運転士）　片岡　敏男君
七月二十一日
東神奈川電車区（元闘争委員長）　庭田　直道君
東神奈川電車区運転士　砂山　和男君
国鉄労組横浜支部委員長　城戸崎　亨君
七月二十二日
東神奈川車掌区車掌　西田　富蔵君
八王子管理部長　松村　丈夫君
中野車掌区長　愛甲　寛君
国鉄労組八王子支部執行委員長　鈴木　清君
国鉄労組中野車掌区分会副執行委員長　岩崎　博君
国鉄労組三鷹電車区分会書記長（八王子支部闘争委員）　青柳　正雄君
七月二十五日
神奈川県工代会議代表　田中　政司君
衆議院議員　風早八十二君
国鉄労組新橋支部闘争委員（元執行委員長）　木村美智男君
国鉄労組中央委員会委員長）　加藤　閲男君
全国労働組合連絡協議会常任幹事　渡邊三知夫君
国有鉄道副総裁　加賀山之雄君

四　日鋼広島製作所争議事件

本件は、七月四日委員会において、国鉄スト問題及び国鉄労組第十五回中央委員会決議に関する件とともに、日本再建に悪影響を及ぼした疑をもつて調査を開始することに決定、来る八月五日及び八日の二日間十名の証人を喚問の上、八月中旬委員長外六名の委員を現地に派遣して調査を進めることになつた。

五　平市をめぐる騒じよう事件

本件は、平市一地方の問題でなく、時を同じくして郡山市、福島市及び若松市等福島県下一円にわたり、更に仙台市、高萩町に及ぶ広範囲な地域において行われた一連の類似した事件として、計画的のものでなかつたが、その関連性をも検討の必要があり、国家復興に重大な悪影響を及ぼした疑が濃厚なため、七月二十一日の委員会において、本委員会独自の見地よりこれを調査することに決定し、七月二十九日及び三十日の二日間次の六名を喚問し、更に八月一日、二日及び四日の三日間証人喚問のうえ八月中旬五名の委員を現地に派遣、調査の予定である。

喚問した証人

七月二十九日
平市警察署長　本田　正治君
福島地方検察庁検事正　安西　光雄君
平市公安委員　矢吹大一郎君
日本社会党常磐地区協議会書記　加藤木啓吉君
七月三十日
福島県会議長　大竹　佐摩君
アカハタ記者（平支局員）　清野　常雄君

六　なお、国電スト問題神奈川地区関係に関連して召喚した田中政司を偽証及び証言拒否として告発することに決した。

右考査特別委員会設置に関する決議に基き報告する。

昭和二十四年七月三十日

衆議院考査特別委員長　鍛冶　良作

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院考査特別委員会報告書

（第五回）

本委員会は七月一日以降八月十日までに、日本再建に重大なる悪影響ありとして取り上げた左記事件につき、証人七十二名を喚問して詳細に検討した結果、かような事件の発生した原因はどこにあるか、何者かがかくなさしめたものではなかつたか、すなわちその責任は誰にあるか、又治安の維持につき遺憾の点がなかつたか、通信の阻害行為（例えば電話の傍受、電報の内容漏洩等）が行われたのではないか等の諸点につき厳正公平に調査を行つた。今その概要の中間報告をしようとするものである。

（一）　調査要求

一　七月四日の委員会において

(1)　国鉄労組中央委員会の実力行使決議事件調査要求の件（小玉治行君提出）

(2)　国電スト問題調査要求の件（小川半次君提出）

(3)　日本製鋼広島製作所争議事件調査要求の件（宇田恒君提出）

の三件が上程されて、いずれも委員会において調査することに決定

二　七月二十一日の委員会において

(4)　平市その他福島県下における騒じよう事件調査要求の件（内藤隆君提出）

が上程、同じく委員会において調査することに決定した。

（二）　調査並びに証人尋問

よつて、右四件は、証人をそれぞれ喚問して証言を求め、事件の調査を行つた。

一　国鉄労組中央委員会の実力行使決議事件

本件は、本年六月二十三日より二十六日まで三日間熱海市において開催された国鉄労組中央委員会で決議された「闘争方針」中「具体的闘争方法」として列記された第六項に「最悪の場合はストをも含む実力行使を行う」とあるのは違法の決議ではないか、又不法に労働争議を挑発する決議ではないかという点が究明の中心であつた。

本件調査の目的のため、今まで喚問した証人は合計十名である。

二　国電スト問題

本件は、本年六月上旬車掌の新交番制実施に当り、これによる新勤務割の乗務を拒否したことにより端を発し、東鉄管内東神奈川、千葉、蒲田、中野各車掌区及び東神奈川、中野、三鷹各電車区分会によつて行われた実力行使事件であつて、無警告スト、人民電車の運転、乗務妨害、多数による威圧行為等の非合法行為が行われたとする事実の究明を行い、不法の争議に追い込んだ原因、争議を挑発したものの有無等について調査しようというにある。本件に今までに喚問した証人は合計三十名である。

三　平市及び福島県下騒じよう事件

本件は、平市において壁新聞等の掲示板撤去に関し、本年六月二十五日以降市警察署と日本共産党石城地区委員会との間に生じた紛争に端を発した平事件と、平市警察署へ応援隊を派遣したのは、不当弾圧だとして多数の圧力による抗議を受けた郡山市、湯本、内郷両町警察署に関する事件並びに主食掛売り及び生活保護法の適用に関する大衆の内郷町会、郡山市会及び福島県会等に対するデモ運動事件等が錯綜し、加うるに企業整備に端を発した六月二十四日以降の若松市三菱製鋼広田工場事件と、これに関連する労働運動不当弾圧なりとする若松市警察署等に対する多数の抗議事件があり、更に隣県茨城の高萩炭鉱における人員整理のための解雇通知に発端し、七月六日に勃発したスト事件並びに高萩町警察署に対し労働運動不当弾圧反対デモ抗議事件がある。

本件は、平市及び内郷、湯本両町、郡山市、福島市、若松市、仙台並びに茨城県高萩町にほぼ日時を同じくして連続惹起された事件であつて、いずれも群衆の威圧と暴行とが、会社及び警察並びに地方自治機関に対して加えられたものである。かくの如きは、いかなる原因及び関連があるかという点を特に調査し究明すべきものとされたのであつて、このため今までに喚問した証人は合計二十二名である。

四　日本製鋼広島製作所争議事件

本件は、会社側が事業不振挽回のため、人員整理による企業合理化を企図したのに端を発したのであるが、たまたま労働協約更改の問題がからみ合つて事件を複雑にしている。

本件争議の起つた工場は賠償指定を受けているため、争議中軍政部並びに作戦部隊より直接命令が発せられ、又争議団による会社職員の実力監禁、工場閉鎖並びに閉鎖工場への不法侵入、多数威圧行為による警察並びに自治機関への不法弾圧抗議等が行われている。

これらの諸事実を究明する目的で今までに喚問した証人は合計十名である。

(三)　調査の結果

以上四件に対する各証人を尋問し、且つあらゆる角度から調査した資料により事実を確めた結果、大要左の如き点が明かにされたと考える。

第一　国鉄労組中央委員会の実力行使決議の件

一　問題の「最悪の場合はストをも含む実力行使を行う」という闘争の具体的方法の一項が公共企業体労働関係法第十七條違反の内容であることは、証人のいずれもが肯定するところである。しかしてこの決議に賛成せざる民同派は、不法内容の決議であるとして反対し、賛成せる共産党系の一派は、不法内容なるもそれは公共企業体労働関係法第十七條自体が違憲なるをもつて、これに従うを要せずとの見解、又同法が違憲立法なることが最高裁判所によつて宣告されれば決議は違法とならなくなるとの見解に基き賛成したというものの如くである。

二　本決議事項の原案は修正を加えられ「最悪の場合の判定は本部の団体交渉の決裂したときである。」「集約は中闘の責任において行う」との二條件が附加されたが、これは原案反対者の強き主張によつた妥協案であつて、この案を得るまでに過般の国電ストは成功であつたか失敗であつたかの批判が行われ、結局共産系の主張する成功であつたと認めるものが多数であつたことは注目を要する。

三　国鉄労働組合規約附属書第十一号、争議行為「地方評議会、支部分会等においては本部の承認なしに争議行為をすることができない」との規定あるにかかわらず、「争議行為の指令権の所在は行動を決議するそれぞれの機関である」と決定し、従つて支部分会でも独立してできるとした点は注目すべきである。

四　本件を通じて観取される点は、中央委員会が共産党系の組合員によつて多数を制せられ、従つてその決議がすべて同系組合代議員によつてかくの如き違法決議が行われたものである。

調査の中心はかくの如き違法決議がいかなる人々によつて提案され、又賛成せられ、その背後関係が何であつたかに集中せられたのであるが、その結果は共産党色の濃いものがあることが証せられた。

第二　国電スト問題

一　千葉、東神奈川及び蒲田、中野の三地方車掌区のストが、その起因を悉く新交番制実施に端を発し、東神奈川電車区のストが同車掌区のストに同調して起り、中野、三鷹両電車区のストは新交番の他に資材不足を表面闘争原因としているが、やはり車掌区に同調したものである、これらはいずれも職場闘争より産業防衛闘争方式へ移行し、中野、三鷹地区防衛同盟の結成、神奈川県工代会議に根を置いた闘争をもつて地域産業防衛人民闘争へと展開していることは注目すべき点である。

二　中野事件の場合は外郭団体も加えた多数の圧力がいかに組合大会の決議を歪曲し、組合の自主性が失われたかの顕著な例証である。

三　千葉の場合も特に朝連等の外郭団体の誘発があつて、ために暴力的実力行使にまで高められたことは注目すべきものがある。

四　熱海の中央委員会に反映した如く、各分会の闘争委員会は悉く共産党系の委員によつて指揮されているが、その闘争方針並びに方式が従来公表されている共産党又は産別会議の指針に符節を合わせていることは注目すべきである。

五　かの人民電車の運転は職場を労働者側によつて管理し、人民の要求と称して自分勝手に動かそうとするもので、職場管理闘争の現われであり、人民管理への方向を示すものとして注目すべきである。

六　人民管理の思想が職場に完全に植え付けられていることは革命への前提であり、この観点よりの審査は特に重要なものあるを思わせる。

第三　平市及び福島地方騒じよう事件

一　平市を中心とする事件は、共産党石城地区委員会と市警察署との掲示板問題に端を発した衝突であり、従つてここに争われた事件が共産党の唱える地方権力弱体化闘争の形態を露呈していることは当然の帰結であり(大衆が警察署を占領)、かく観ずることにより、仙台市警察、内郷、湯本両町警察、並びに郡山市警察より平市警察への応援妨害並びに応援に対する抗議は、地方権力に対する挑戦であり、弱体化への運動の一環であつたことを証し得る。

又内郷町会、郡山市会等に対して行われた主食掛売請願議決への大衆デモは、家族会議又は家族大会によつて培養された大衆を結合しての地域人民闘争であることがわかる。

二　若松の三菱製鋼所広田工場と高萩炭鉱との争議は、ともに人員整理を契機とした経済闘争であつたが、前者はその経営難の原因の一が経済九原則、ドッジラインによる鉄道予算の緊縮であるとの観点より、同工場の労組は国鉄労組の呼びかけに応じて共同闘争をむすび、かくて職場闘争より地域産業防衛闘争へと展開したのであつて、若松市を中心とする諸工業(漆器工業の如き手工業的の中小資本も含めて)の労組をとり入れ、すべての労働者、農民、市民、中小資本家までを一丸とする幅の広い共同闘争の形態を採るに至り、進んで地方権力弱体化の闘争へ進展するに至つたのである。かくの如きは共産党又は産別会議のかねて主張する闘争方式であり、この闘争が共産党に籍をおく闘争委員長によつて指導された当然の結果である。

三　高萩の場合は、証拠として提出され確認を得た争議団の闘争方針書が純然たる共産党又は産別会議制定の闘争方針に合致し、その一つの応用に過ぎないのみならず、闘争の指導者が共産党員であることと考え合せれば、この闘争が少くとも共産党的の闘争であることが察せられる。

四　平、若松、郡山、福島等福島県下の主要都市を中心とした事件及び平市より程遠からぬ茨城県高萩の事件は、その悉くが共産党員によつて指導され、共産党方式の闘争を行つたことが明かにされたが、これがあらかじ

め計画された一連の事件であり、従つて共産党福島県委員会の如き中心的機関により統制指令されたものであることは、日本共産党福島県委員長竹内七郎の証言と、その確認を得た日本共産党福島県委員会及び同東北地方委員会の共同声明書により明かとなつた。

第四　日本製鋼広島製作所争議事件

本件は争議発生後間もなく日鋼防衛共同闘争委員長松井澄により指揮された闘争であるが、松江委員長の証言によれば（事件後共産党に入党したとのことであるが）闘争方式は職場管理闘争―↓産業防衛闘争―↓地域産業防衛闘争―↓地方権力弱体化闘争の展開であつて、産別若しくは共産党のそれを全面的に採用している。このことは松江証人も認めるところであるのみならず、すでに本年六月十日全金属広島支部日鋼分会が皆川副長宛に出した「日鋼を守る闘争宣言」に「今こそ郷土産業日鋼を守るために、日鋼の労務者を先頭に農民も市民も全人民が一丸となつてあくまで闘い抜く」との宣言中に端的に表現されており、六月十四日工場閉鎖を機にストに突入、十五日工場奪還闘争のため外郭団体を動員、十六日不当弾圧人民大会、十七日広島県産業防衛共同闘争委員会、十八日広島市産業防衛人民大会、二十一日広島県産業防衛弾圧人民大会へと展開した事実がこれを立証する。

第五　要するに以上四つの調査事件を通じて今日までに観取し得られるものは大略左の諸点に帰着する。

一　そこで何処にその責任があるかを探究すれば

（イ）闘争方式が共産党又は産別の形式であり、その指導者又は主動者が共産党員又はその傾向の濃い者であるということ

（ロ）闘争の目的が、結局人民政府樹立にあり（このためしばしば、八、九月革命説の如きが流布され）、従つてその過程として現内閣の打倒が強く主張されていること

（ハ）闘争の手段として掲示板問題、交番制問題、労働争議問題、主食摂売り問題等を利用してこれを共産党の指令による革命の突破口とし、多数の威圧力によるいわゆる暴力革命的言動が明かに現われていること（「近く人民政府ができるが、その際はわれわれがお前（会社職員）を使つてやる」とか「人民政府ができたときお前（会社職員）は絞首刑に処する」とか）

以上を綜合すれば、個々の労働争議においては労働者側にも種々の理由があり、言い分もあるものと認められるが、それかといつてこれをきつかけとして暴力行為に出ることは許さるべきではない。しかるに共産党等の唱える人民政府樹立に向つて進行しつつある暴力革命の前哨たる感を深くするものがあることは重大関心事といわなければならない。

二　本件の如き事件は、発生の原因を吉田内閣の政策行詰りがその根本をなしているものであるかの言をなすものがあるが、しかし問題として取り上げられた事件は、すでに述べたように他の原因によつて惹起されたのであつて、かかることを直接の原因としているものでないことは明確である。そればかりでなく特に占領治下における内閣として九原則、ドッジラインに従う政策の遂行はもつとも誠意をもつて実行すべきものであつて、これに責任を求むべきでないことは論ずるまでもない。

三　次に警察力について一言すれば、人員並びに装備にはなはだしき不足が認められ、これがため今日の警察力は叙上の如き場合における治安を維持するに欠くる所大なりと察知される。

四　又通信関係において、電話の傍受、電報内容の漏洩があつた如く、この点につき政府はその事実の有無の調査と通信の安全性の確保に万全の策を樹つるを要するものと認められる。

第六　偽証の告発

本委員会において偽証として告発したものは左の如くである。

神奈川県工代会議代表　田中　政司
三鷹電車区分会書記長　青柳　正雄
アカハタ記者（平支局員）　清野　常雄
日鋼防衛共同闘争委員長　松江　澄

右考査特別委員会設置に関する決議に基き報告する。

昭和二十四年八月十日

衆議院考査特別委員長　鍛冶　良作

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院考査特別委員会報告書（第六回）

九月中における本委員会の調査の概要

一、派遣委員の現地調査報告

九月十二日の委員会において、八月中下旬にわたり石川県、福島県及び広島県に派遣された委員より現地調査について次の如く報告した。

(1)　石川県下における耕地面積不正申告その他に関する件

次の五名の委員が現地へ出張、左記九名より事情聴取及び現地調査の内容を内藤委員より報告した。

派遣委員

委員長　鍛冶　良作君
委　員　内藤　隆君
委　員　大森　玉木君
委　員　梨木作次郎君
委　員　小林　進君

事情を聴取した者

八月十八日（越路町寺院において）

越路町農地委員長　田中　平治君
調査要求者（農業）　敞田　貞造君
調査要求者（石川県反共連盟責任者）　佐味　鉄尾君
学校小使（回覧書類伝送責任者）　藤井　せつ君

八月十九日（下甘田村小学校において）

下甘田村農地委員会書記　坊城　智嶽君
下甘田村村長　作田　直行君
下甘田村上棚区長　大石　義保君

八月二十日（石川県県庁において）

石川県知事　柴野和喜夫君
石川県農地部長　古郡　節夫君

(2)　平市その他福島県下における騒じょう事件

次の委員五名が、平市及びその周辺、茨城県高萩町、郡山市、若松市並びに福島市の広範囲にわたり現地調査を遂げ、左記証人三名を尋問の外、各事件関係者及び当該責任者等多数より事情を聴取した経過を、高木委員より報告を行つた。

派遣委員

委員長代理　高木　松吉君
委　員　安部　俊吾君
委　員　菅家　喜六君
委　員　石井　繁丸君
委　員　聽濤　克巳君

尋問した証人

八月十九日（石城地方事務所において）

平市会議員　鈴木辰三郎君
平市会議員　柴田　徳二君

八月二十二日（福島刑務所において）

石城地方共産党員朝鮮人連盟地方執行委員　金　明福君

(2)　日本製鋼広島製作所争議事件

鍛冶委員長外五名の委員が現地において調査を開始、二十三日各地の実地調査を行い、二十四及び二十五の両日広島高等検察庁において次の証人十名の尋問を行つた調査の内容を逐一鍛冶委員長より報告した。

派遣委員

委員長　鍛冶　良作君
委　員　吉武　惠市君
委　員　大橋　武夫君
委　員　猪俣　浩三君
委　員　木村　榮君
委　員　小松　勇次君
委　員　石田　一松君

尋問した証人

八月二十四日

広島県会副議長　檜山袖四郎君
日鋼広島製作所総務部長　鈴木　重喜君
全金属広島支部日鋼広島製作所分会（第一組合）長　林　春一君
日鋼広島製作所労働組合（第二組合）執行委員　植田　盈君
全金属広島支部日鋼広島製作所分会（第一組合）組合員　黒神　貞松君

八月二十五日

自由法曹団広島支部　原田香留夫君
広島市長　濱井　信三君
吳市長　鈴木　術君
広島市東警察署長　瑞木　至孝君
全金属広島支部日鋼広島製作所分会（第一組合）組合員　伊藤不二夫君

二、調査進行中の事件

(1) 国鉄労組中央委員会の実力行使決議事件
(2) 国電スト問題
(3) 日本製鋼広島製作所争議事件
(4) 平市その他福島県下における騒じよう事件

八月十日第五回報告書をもつて中間報告をした以上四つの事件の最終結論を得るための締括りとして、九月十二及び十三日の二日間にわたり委員会を開き、次の六名の証人を喚問し、それぞれ証言を求めた。

喚問した証人

九月十二日

衆議院議員　田中　堯平君
電気通信大臣　小澤佐重喜君
労働大臣　鈴木　正文君
衆議院議員　春日　正一君
国務大臣　樋貝　詮三君

九月十三日

国家地方警察本部長官　齋藤　昇君

(5) 国鉄資材の省外拂下事件

第二回報告書をもつて報告後、更に調査を進め、九月十三日の委員会において、次の三名を証人として喚問した。

なお、本件についても近く結論を得て、報告する予定である。

喚問した証人

鉄道弘済会前理事　小倉　俊夫君
鉄道弘済会整理品事務所長（前特殊事業部販売課長）　松田　節生君
国鉄労組中央闘争委員　齋藤　喜作君

三、新しい調査請求事件

永井隆博士表彰に関する件（小川半次君提出）

四月二十一日附をもつて、永井博士が放射線医学研究者としての真摯な態度、その犠牲並びに崇高なる人格は表彰すべきもので、同氏の著書はまた社会教育上多大な貢献を與えたものと思うので、調査の上表彰されたいとの提案者の要求であつたが、調査部の基礎調査も一段落したので、九月十二日の委員会において討論採決の結果、調査に着手することに決定した。

右考査特別委員会設置に関する決議に基き報告する。

昭和二十四年九月三十日

考査特別委員長　鍛冶　良作

衆議院議長幣原喜重郎殿

今二十五日召集に応じた議員の氏名

東京都

第一区選出
野坂　參三君　井手　光治君
淺沼稻次郎君　野村專太郎君

第二区選出
菊池　義郎君　松岡　駒吉君
伊藤　憲一君

第三区選出
廣川　弘禪君　鈴木茂三郎君
德田　球一君

第四区選出
風早八十二君　高木　章君

第五区選出
神山　茂夫君　加藤隆太郎君
石田　一松君　鈴木　仙八君

第六区選出
聽濤　克巳君　天野　公義君
島村　一郎君　中島　守利君
山口シヅエ君

第七区選出
栗山長次郎君　土橋　一吉君
福田　篤泰君　松谷天光光君
並木　芳雄君

京都府

第一区選出
高木吉之助君　谷口善太郎君
田中伊三次君　水谷長三郎君

第二区選出
大石ヨシエ君　前尾繁三郎君
中野　武雄君　河田　賢治君

大阪府

第一区選出
志賀　義雄君　岡野　清豪君
有田　二郎君　大矢　省三君

第二区選出
川上　貫一君　押谷　富三君
前田　種男君　中山　マサ君

第三区選出
横田甚太郎君　幣原喜重郎君
淺香　忠雄君　井上　良二君

第四区選出
加藤　充君　田中　萬逸君

第五区選出
久保田鶴松君　志賀　義雄君

第六区選出
小西　寅松君　平島　良一君
西村　榮一君

神奈川県

第一区選出
春日　正一君　松尾トシ子君
三浦寅之助君　門司　亮君

第二区選出
今野　武雄君　白井　佐吉君
永井　要造君　土井　直作君

第三区選出
岡崎　勝男君　岩本　信行君
小金　義照君　河野　謙三君
中西伊之助君

兵庫県

第一区選出
首藤　新八君　松澤　兼人君
立花　敏男君

第二区選出
原　健三郎君　井之口政男君
吉田吉太郎君　米窪　滿亮君

第三区選出
岡田　五郎君　川西　清君
吉田　省三君

第四区選出
河本　敏夫君　大上　司君
大下　榮君　堀川　恭平君

第五区選出
有田　喜一君　佐々木盛雄君

長崎県

第一区選出
本多　市郎君　坪内　八郎君
田口長治郎君　岡西　明貞君

第二区選出
西本　久之君
岡延右エ門君

新潟県

第一区選出
風間　啓吉君　松木　弘君

第二区選出
渡邊　良夫君　玉井　祐吉君
稻葉　修君　三宅　正一君

第三区選出
亘　四郎君　田中　角榮君
稻村　順三君　小林　進君
丸山　直友君

第四区選出
塚田十一郎君　田中　彰治君
猪俣　浩三君

埼玉県
第一区選出
福永　健司君　渡部　義通君
大泉　寛三君
第二区選出
山口六郎次君　細田　榮藏君
清水　逸平君
第三区選出
高田　富之君　阿左美廣治君
高間　松吉君
第四区選出
青木　正君　古島　義英君
佐瀬　昌三君

群馬県
第一区選出
石井　繁丸君　藤枝　泉介君
金子與重郎君
第二区選出
長谷川四郎君　増田　連也君
松井　豊吉君
第三区選出
小峯　柳多君　中曾根康弘君
武藤運十郎君　小淵　光平君

千葉県
第一区選出
佐久間　徹君　柳澤　義男君
多田　勇君　澁谷雄太郎君
第二区選出
山村新治郎君　竹尾　弌君
寺島隆太郎君　仲内　憲治君
第三区選出
森　曉君　片岡伊三郎君
水田二喜男君　小高　熹郎君
田中　豊君

茨城県
第一区選出
山口　武秀君　小野瀬忠兵衞君
幡谷仙次郎君
第二区選出
山崎　猛君　石野　久男君
塚原　俊郎君
第三区選出
鈴木　明良君　北澤　直吉君
原　彪君　池田　峯雄君
金塚　孝君

栃木県
第一区選出
船田　享二君　森山　欽司君
尾関　義一君　高塩　三郎君
戸叶　里子君
第二区選出
山口　好一君　森下　孝君
小平　久雄君　大澤嘉平治君
佐藤　親弘君

奈良県選出
前田　正男君　東井三代次君
藤井　平治君

三重県
第一区選出
川崎　秀二君　木村　俊夫君
松本　一郎君　山手　滿男君
水谷　昇君
第二区選出
中村　清君　石原　圓吉君

愛知県
第一区選出
田島　ひで君　辻　寛一君
田嶋　好文君　赤松　勇君
橋本　金一君
第二区選出
早稻田柳右エ門君　久野　忠治君
多武良哲三君　川本　末治君
第三区選出
鈴木　幹雄君　河野　金昇君
第四区選出
中野　四郎君　三宅　則義君
中垣　國男君　千賀　康治君
第五区選出
青木　孝義君　福井　勇君
八木　一郎君

静岡県
第一区選出
五島　秀次君　神田　博君
西村　直己君　砂間　一良君
水野彦治郎君
第二区選出
遠藤　三郎君　畠山　鶴吉君
宮幡　靖君　勝間田清一君
小松　勇次君
第三区選出
中村　幸八君　竹山祐太郎君
金原　舜二君　足立　篤郎君

山梨県選出
樋貝　詮三君　鈴木　正文君
天野　久君　深澤　義守君
小林　信一君

滋賀県選出
森　幸太郎君　江崎　一治君
今井　耕君　河原伊三郎君
堤　ツルヨ君

岐阜県
第一区選出
田中　啓一君　大野　伴睦君
木村　公平君　柳原　三郎君
第二区選出
平野　三郎君　丹羽　彪吉君
岡村利右衞門君　加藤　鐐造君

長野県
第一区選出
小坂善太郎君　倉石　忠雄君
第二区選出
小林　運美君
第三区選出
林　百郎君　小川　平二君
今村　忠助君　吉川　久衞君
第四区選出
降旗　徳弥君　増田甲子七君
植原悦二郎君

宮城県
第一区選出
庄司　一郎君　本間　俊一君
千葉　三郎君　安部　俊吾君
佐々木更三君
第二区選出
大石　武一君　内海　安吉君
角田　幸吉君　高橋清次郎君

福島県
第一区選出
大内　一郎君　八百板　正君
松本　善壽君　今泉　貞雄君
第二区選出
江花　靜君　大和田義榮君
菅家　喜六君　鈴木　義男君
圓谷　光衞君
第三区選出
關内　正一君　高木　松吉君
松井　政吉君

岩手県
第一区選出
山本　猛夫君　野原　正勝君
鈴木　善幸君　石川金次郎君
第二区選出
小澤佐重喜君　淺利　三朗君
高田　彌市君　志賀健次郎君

青森県
第一区選出
小笠原八十美君　苫米地義三君
山崎　岩男君　夏堀源三郎君
第二区選出
笹森　順造君　清藤　唯七君

山形県
第一区選出
牧野　寛索君　松浦　東介君
第二区選出
小野　孝君
志田　義信君　池田正之輔君
上林與市郎君

秋田県
第一区選出
石田　博英君　平澤　長吉君
宮腰　喜助君　畠山　重勇君
第二区選出
笹山茂太郎君　飯塚　定輔君
根本龍太郎君　村上　清治君

福井県選出
飛嶋　繁君　福田　一君
坪川　信三君　奥村又十郎君

石川県
第一区選出
坂田　英一君　岡　良一君
第二区選出
大森　玉木君

富山県
第一区選出
鍛冶　良作君　佐伯　宗義君
内藤　隆君
第二区選出
土倉　宗明君　橘　直治君
内藤　友明君

鳥取県選出
米原　昶君　稻田　直道君
門脇勝太郎君　足鹿　覺君

島根県選出
木村小左衞門君　大橋　武夫君
山本　利壽君　木村　榮君

岡山県
第一区選出
若林　義孝君　苅田アサノ君
大村　清一君　逢澤　寛君
黒田　壽男君

第二区選出
犬養　健君　近藤鶴代君
橘本　龍伍君　星島　二郎君
中原　健次君

広島県
第一区選出
山本　久雄君
第二区選出
池田　勇人君　宮原幸三郎君
中川　俊思君　前田榮之助君
第三区選出
船越　弘君　平川篤雄君
高橋　等君　森戸　辰男君

山口県
第一区選出
吉武　惠市君　周東　英雄君
今澄　勇君　坂本　實君
第二区選出
佐藤　榮作君　青柳　一郎君
田中　堯平君　受田　新吉君
高橋　定一君
和歌山県
第一区選出
山口喜久一郎君　田中織之進君
第二区選出
世耕　弘一君　早川　崇君
田淵　光一君

徳島県選出
三木　武夫君　眞鍋　勝君
生田　和平君　柏原　義則君
岡田　勢一君

香川県
第一区選出
玉置　實君　成田　知巳君
第二区選出
福田　繁芳君　島田　末信君
田万　廣文君

愛媛県
第一区選出
川端　佳夫君　關谷　勝利君
大西　弘君
第二区選出
村瀬　宣親君　小西　英雄君
越智　茂君
第三区選出
高橋　英吉君　藥師神岩太郎君
中村　純一君

高知県選出
吉田　茂君　林　讓治君
長野　長廣君　大西　正男君

福岡県
第一区選出
守島　伍郎君　池見　茂隆君
福田　昌子君
第二区選出
麻生大賀吉君　田代　文久君
淵上房太郎君　青野　武一君
松本　七郎君
第三区選出
甲木　保君　高橋　權六君
荒木萬壽夫君　寺崎　覺君
第四区選出
平井　義一君　長尾　達生君
江田斗米吉君

大分県
第一区選出
村上　勇君　小玉　治行君
金光　義邦君　羽田野次郎君
第二区選出
福田　喜東君　西村　英一君

佐賀県選出
保利　茂君　中村　又一君
三池　信君　北川　定務君

熊本県
第一区選出
松野　賴三君　坂口　主税君
藤田　義光君　坂本　泰良君
寺本　齋君
第二区選出
坂田　道太君　園田　直君
福永　一臣君　原田　雪松君

宮崎県
第一区選出
吉田　安君
川野　芳滿君　佐藤　重遠君
渕　通義君
第二区選出
小山　長規君　田中不破三君
瀬戸山三男君

鹿兒島県
第一区選出
上林山榮吉君　床次　德二君
井上　知治君　滿尾　君亮君
第二区選出
石原　登君　中馬　辰猪君
尾崎　末吉君
第三区選出
前田　郁君　二階堂　進君
岩川　與助君

北海道
第一区選出
苫米地英俊君　宇野秀次郎君
小川原政信君　椎熊　三郎君
浦口　鉄男君
第二区選出
河口　陽一君　玉置　信一君
松本六太郎君　佐々木秀世君
第三区選出
田中　元君　冨永格五郎君
川村善八郎君
第四区選出
北　二郎君　小平　忠君
柄澤せき子君　篠田　弘作君

第五区選出
高倉　定助君　松田　鐵藏君
飯田　義茂君　林　好次君

指定された議席

一　尾崎　行雄君
二　中野　四郎君
三　世耕　弘一君
四　浦口　鉄男君
五　北　二郎君
六　木村　俊夫君
七　稻葉　修君
八　柳原　三郎君
九　森山　欽司君
一〇　小林　信一君
一一　羽田野次郎君
一二　清瀬　唯七君
一三　增田　連也君
一四　河本　敏夫君
一五　小平　忠君
一六　山手　滿男君
一七　水野彦治郎君
一八　長谷川四郎君
一九　林　好次君
二〇　高橋清治郎君
二一　河口　陽一君
二二　中村　寅太君
二三　小林　進君
二四　金子與重郎君
二五　吉川　久衞君
二六　内藤　友明君
二七　飯田　義茂君
二八　松本六太郎君
二九　大石ヨシエ君
三〇　早川　崇君
三一　平川　篤雄君
三二　今井　耕君
三三　井出一太郎君
三四　石田　一松君
三五　寺崎　覺君
三六　高倉　定助君
三七　衞藤　速君
三八　佐竹　晴記君
三九　河野　金昇君
四〇　松本　瀧藏君
四一　木下　榮君
四二　竹山祐太郎君
四三　船田　享二君
四四　笹森　順造君
四五　岡田　勢一君
四六　三木　武夫君
四七　金塚　孝君
四八　大西　正男君
四九　久野　忠治君
五〇　山本　利壽君
五一　島山　重勇君
五二　宮腰　喜助君
五三　大西　禎夫君
五四　島田　末信君
五五　奥村又十郎君
五六　藤田　義光君
五七　床次　德二君
五八　永井　要造君
五九　田中不破三君
六〇　鈴木　幹雄君
六一　笹山茂太郎君
六二　有田　喜一君
六三　坂口　主税君
六四　田中　豊君
六五　原　彪君
六六　寺本　齋君
六七　村瀬　宣親君
六八　橘本　金一君
六九　並木　芳雄君
七〇　東井三代次君
七一　小松　勇次君
七二　中垣　國男君
七三　志賀健次郎君

七四　中曾根康弘君
七五　小林　運美君
七六　荒木萬壽夫君
七七　寺島隆太郎君
七八　堀川　恭平君
七九　山崎　岩男君
八〇　圖司　安正君
八一　園田　直君
八二　大森　玉木君
八三　中島　茂喜君
八四　佐伯　宗義君
八五　早稻田柳右エ門君
八六　金光　義邦君
八七　橘　直治君
八八　坪川　信三君
八九　椎熊　三郎君
九〇　小野　孝君
九一　小川　半次君
九二　川崎　秀二君
九三　吉田　安君
九四　小坂善太郎君
九五　田中伊三次君
九六　保利　茂君
九七　苫田　均君
九八　苫米地義三君
九九　北村德太郎君
一〇〇　千葉　三郎君
一〇一　福田　繁芳君
一〇二　天野　久君
一〇三　逢澤　寛君
一〇四　中村　又一君
一〇五　長野　長廣君
一〇六　犬養　健君
一〇七　木村小左衛門君
一〇八　金原　舜二君
一〇九　平澤　長吉君
一一〇　冨永格五郎君
一一一　幡谷仙次郎君
一一二　尾崎　末吉君

一一三　澁谷雄太郎君
一一四　關内　正一君
一一五　川村善八郎君
一一六　原田　雪松君
一一七　柏原　義則君
一一八　長崎県第一区選出議員
一一九　長崎県第二区選出議員
一二〇　田中　彰治君
一二一　中馬　辰猪君
一二二　越智　茂君
一二三　井上信貴男君
一二四　淺香　忠雄君
一二五　奈良　治二君
一二六　平野　三郎君
一二七　細田　榮藏君
一二八　高木吉之助君
一二九　河原伊三郎君
一三〇　江花　靜君
一三一　三宅　則義君
一三二　高木　章君
一三三　川本　末治君
一三四　阿左美廣治君
一三五　大和田義榮君
一三六　内藤　隆君
一三七　鹿野　彦吉君
一三八　岡延右エ門君
一三九　永井　英修君
一四〇　北川　定務君
一四一　五島　秀次君
一四二　宇田　恒君
一四三　福田　篤泰君
一四四　小玉　治行君
一四五　福田　喜東君
一四六　二階堂　進君
一四七　青柳　一郎君
一四八　西村　英一君
一四九　鈴木　善幸君
一五〇　玉置　信一君

一五一　江田斗米吉君
一五二　田中　重彌君
一五三　守島　伍郎君
一五四　北澤　直吉君
一五五　松田　鐵藏君
一五六　門脇勝太郎君
一五七　高塩　三郎君
一五八　橋本登美三郎君
一五九　大橋　武夫君
一六〇　白井　佐吉君
一六一　野原　正勝君
一六二　前田　正男君
一六三　高田　弥市君
一六四　平井　義一君
一六五　竹尾　弌君
一六六　仲内　憲治君
一六七　鍛冶　良作君
一六八　小西　寅松君
一六九　伊藤　郷一君
一七〇　坂田　道太君
一七一　塚田十一郎君
一七二　石原　登君
一七三　坂本　實君
一七四　原　健三郎君
一七五　小峯　柳多君
一七六　小野瀬忠兵衛君
一七七　上林山榮吉君
一七八　水谷　昇君
一七九　首藤　新八君
一八〇　平島　良一君
一八一　松井　豊吉君
一八二　内海　安吉君
一八三　水出三喜男君
一八四　藥師神岩太郎君
一八五　庄司　一郎君
一八六　淺利　三朗君
一八七　小川原政信君
一八八　青木　孝義君

一八九　池田　勇人君
一九〇　夏堀源三郎君
一九一　武藤　嘉一君
一九二　島村　一郎君
一九三　圓谷　光衛君
一九四　大内　一郎君
一九五　安部　俊吾君
一九六　石原　圓吉君
一九七　藤井　平治君
一九八　亘　四郎君
一九九　渕　通義君
二〇〇　松本　善壽君
二〇一　小川　平二君
二〇二　宮原幸三郎君
二〇三　天野　公義君
二〇四　柳澤　義男君
二〇五　佐久間　徹君
二〇六　瀨戸山三男君
二〇七　福井　勇君
二〇八　篠田　弘作君
二〇九　今泉　貞雄君
二一〇　志田　義信君
二一一　吉田　省三君
二一二　高橋　等君
二一三　清水　逸平君
二一四　菅家　喜六君
二一五　飯塚　定輔君
二一六　丸山　直友君
二一七　田中　元君
二一八　池見　茂隆君
二一九　高橋　定一君
二二〇　多武良哲三君
二二一　麻生太賀吉君
二二二　塚原　俊郎君
二二三　福永　健司君
二二四　中村　純一君
二二五　田口長治郎君
二二六　中山　マサ君

二二七　近藤　鶴代君
二二八　押谷　富三君
二二九　高木　松吉君
二三〇　畠山　鶴吉君
二三一　山本　猛夫君
二三二　前尾繁三郎君
二三三　中村　幸八君
二三四　遠藤　三郎君
二三五　吉武　惠市君
二三六　關谷　勝利君
二三七　小金　義照君
二三八　尾関　義一君
二三九　今村　忠助君
二四〇　坂田　英一君
二四一　今村長太郎君
二四二　八木　一郎君
二四三　鈴木　明良君
二四四　松野　賴三君
二四五　佐瀬　昌三君
二四六　佐々木盛雄君
二四七　石田　博英君
二四八　山口　好一君
二四九　中野　武雄君
二五〇　有田　二郎君
二五一　村上　勇君
二五二　本間　俊一君
二五三　橋本　龍伍君
二五四　高橋　英吉君
二五五　渡邊　良夫君
二五六　木村　公平君
二五七　廣山　弘禪君
二五八　鈴木　正文君
二五九　古島　義英君
二六〇　小笠原八十美君
二六一　苫米地英俊君
二六二　西村　久之君
二六三　井上　知治君
二六四　森　幸太郎君

二六五　増田甲子七君
二六六　益谷　秀次君
二六七　植原悦二郎君
二六八　林　讓治君
二六九　吉田　茂君
二七〇　足立　篤郎君
二七一　森下　孝君
二七二　川端　佳夫君
二七三　兵庫県第五区選出議員
二七四　田嶋　好文君
二七五　風間　啓吉君
二七六　藤枝　泉介君
二七七　小淵　光平君
二七八　船越　弘君
二七九　田中　啓一君
二八〇　永田　節君
二八一　高橋　權六君
二八二　黒澤富次郎君
二八三　小高　熹郎君
二八四　西村　直巳君
二八五　高間　松吉君
二八六　河野　謙三君
二八七　佐藤　親弘君
二八八　宇野秀次郎君
二八九　青木　正君
二九〇　田淵　光一君
二九一　井手　光治君
二九二　中川　俊思君
二九三　満尾　君亮君
二九四　飛嶋　繁君
二九五　玉置　實君
二九六　岡西　明貞君
二九七　小西　英雄君
二九八　吉田吉太郎君
二九九　福田　一君
三〇〇　中村　清君
三〇一　龍野喜一郎君
三〇二　三池　信君

三〇三　南　好雄君
三〇四　佐々木秀世君
三〇五　大上　司君
三〇六　岡村利右衛門君
三〇七　多田　勇君
三〇八　大石　武一君
三〇九　村上　清治君
三一〇　小平　久雄君
三一一　坪内　八郎君
三一二　倉石　忠雄君
三一三　山口六郎次君
三一四　池田正之輔君
三一五　牧野　寛索君
三一六　岡崎　勝男君
三一七　千賀　康治君
三一八　森　曉君
三一九　菊池　義郎君
三二〇　星島　二郎君
三二一　大村　清一君
三二二　江崎　眞澄君
三二三　松浦　東介君
三二四　三浦寅之助君
三二五　鈴木　仙八君
三二六　栗山長次郎君
三二七　根本龍太郎君
三二八　辻　寛一君
三二九　神田　博君
三三〇　大野　伴睦君
三三一　山崎　猛君
三三二　周東　英雄君
三三三　中島　守利君
三三四　小澤佐重喜君
三三五　山口喜久一郎君
三三六　佐藤　榮作君
三三七　降旗　徳弥君
三三八　樋貝　詮三君
三三九　本多　市郎君
三四〇　花村　四郎君

三四一　川野　芳滿君
三四二　岩本　信行君
三四三　幣原喜重郎君
三四四　田中　萬逸君
三四五　松木　弘君
三四六　山本　久雄君
三四七　土倉　宗明君
三四八　稲田　直道君
三四九　丹羽　彪吉君
三五〇　足鹿　覺君
三五一　青野　武一君
三五二　岡　良一君
三五三　坂本　泰良君
三五四　福田　昌子君
三五五　山口シヅエ君
三五六　堤　ツルヨ君
三五七　田万　廣文君
三五八　松井　政吉君
三五九　松尾トシ子君
三六〇　戸叶　里子君
三六一　足立　梅市君
三六二　受田　新吉君
三六三　今澄　勇君
三六四　成田　知巳君
三六五　門司　亮君
三六六　久保田鶴松君
三六七　八百板　正君
三六八　上林與市郎君
三六九　松本　七郎君
三七〇　大西　弘君
三七一　甲木　保君
三七二　赤松　勇君
三七三　勝間田清一君
三七四　佐々木更三君
三七五　石井　繁丸君
三七六　田中　角榮君
三七七　大泉　寛三君
三七八　野村專太郎君
三七九　佐竹　新市君

三八〇　前田　種男君
三八一　松澤　兼人君
三八二　武藤運十郎君
三八三　前田榮之助君
三八四　小山　長規君
三八五　塩田賀四郎君
三八六　若林　義孝君
三八七　田中織之進君
三八八　土井　直作君
三八九　大矢　省三君
三九〇　西村　榮一君
三九一　稲村　順三君
三九二　福永　一臣君
三九三　淵上房太郎君
三九四　岡田　五郎君
三九五　三宅　正一君
三九六　米窪　滿亮君
三九七　水谷長三郎君
三九八　中崎　敏君
三九九　加藤　鐐造君
四〇〇　山村新治郎君
四〇一　松永　佛骨君
四〇二　宮幡　靖君
四〇三　松本　一郎君
四〇四　川西　清君
四〇五　鈴木茂三郎君
四〇六　森戸　辰男君
四〇七　松岡　駒吉君
四〇八　鈴木　義男君
四〇九　淺沼稻次郎君
四一〇　加藤隆太郎君
四一一　岩川　與助君
四一二　岡野　清豪君
四一三　前田　郁君
四一四　大澤嘉平治君
四一五　角田　幸吉君
四一六　生田　和平君
四一七　佐藤　重遠君
四一八　長尾　達生君

四一九　片岡伊三郎君
四二〇　眞鍋　勝君
四二一　岡田　春夫君
四二二　黒田　壽男君
四二三　中原　健次君
四二四　石野　久男君
四二五　土橋　一吉君
四二六　林　百郎君
四二七　梨木作次郎君
四二八　玉井　祐吉君
四二九　松谷天光光君
四三〇　志賀　義雄君
四三一　徳田　球一君
四三二　野坂　參三君
四三三　春日　正一君
四三四　伊藤　憲一君
四三五　高田　富之君
四三六　聽濤　克巳君
四三七　砂間　一良君
四三八　神山　茂夫君
四三九　今野　武雄君
四四〇　深澤　義守君
四四一　石川金次郎君
四四二　川上　貫一君
四四三　田代　文久君
四四四　江崎　一治君
四四五　田島　ひで君
四四六　加藤　充君
四四七　猪俣　浩三君
四四八　米原　昶君
四四九　刈田アサノ君
四五〇　山口　武秀君
四五一　柄澤きみ子君
四五二　中西伊之助君
四五三　河田　賢治君
四五四　横田甚太郎君
四五五　川島　金次君
四五六　渡部　義通君

四五七　木村　榮君
四五八　立花　敏男君
四五九　井之口政雄君
四六〇　田中　堯平君
四六一　上村　進君
四六二　風早八十二君
四六三　井上　良二君
四六四　谷口善太郎君
四六五　池田　峯雄君
四六六　竹村奈良一君